ACSES ニュースレター_２２９２号（2022 年４月４日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（57 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・認知機能に係る機能性を標ぼうする機能性表示食品の表示に関する改善指導及び一般消費者等への注意喚起について〈消費者庁〉
・令和４年４月１日から労災保険の「特別加入」の対象が広がります〈厚生労働省〉
・高校生が壁衝突、都に賠償命令　テニス大会でプレー中　教員の注意義務違反認定・東京地裁〈Web報道〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示（文部科学省告示第 59 号）〈官報〉
[災害対策]
・単身者向け「災害時にそなえる食品ストックガイド」公開〈農林水産省〉
・国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の二第一項及び人事院規則一六ー〇（職員の災害補償）第十七条の規定に基づき、平成二年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示第 14 号）〈官報〉
・国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定に基づき、平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示第 15 号）〈官報〉
・国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十七条の四第二項第二号並びに人事院規則一六ー〇（職員の災害補償）第三十三条の二第一項及び第二項並びに第三十三条の十一の規定に基づき、平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示第 16 号）〈官報〉
・人事院規則一六ー〇（職員の災害補償）第十八条第一項の規定に基づき、平成八年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示第 17 号）〈官報〉
・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件（文部科学省告示第 57 号）〈官報〉
・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（文部科学省告示第 58 号）〈官報〉
・本 40 万冊が落下、地震に頭抱える図書館　傾斜 5 度でもダメだった〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 116 号）〈官報〉
[4] 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく化学物質、優先評価化学物質の一部改正

苧環（オダマキ，,糸繰草（イトクリソウ））

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（厚生労働省・経済産業省・環境省告示第１号）〈官報〉
◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件（厚生労働省・経済産業省・環境省告示第２号）〈官報〉
◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件（厚生労働省・経済産業省・環境省告示第３号）〈官報〉
［5］水道法施行規則に基づく検査方法、水質基準の方法の一部改正
◇水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第 133 号）〈官報〉
◇水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第 134 号）〈官報〉
［6］消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則等の一部改正
◇消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務省令第 28 号）〈官報〉
◇畜舎等に係る基準の特例の細目を定める件（消防庁告示第２号）〈官報〉
［7］健康安全
◇学校環境衛生基準の一部を改正する件（文部科学省告示第 60 号）〈官報〉
◇健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 60 号）〈官報〉
◇健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 64 号）〈官報〉
［8］医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 65 号）〈官報〉
◇令和四年度の血液製剤の安定供給に関する計画を定める件（厚生労働省告示第 127 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 152 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（厚生労働省告示第 153 号）〈官報〉
［9］医療法改正
◇医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療（厚生労働省告示第 112 号）〈官報〉
◇医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 58 号）〈官報〉
◇医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 63 号）〈官報〉
◇医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 68 号）〈官報〉
◇医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 130 号）〈官報〉
◇医療法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 75 号）〈官報〉
［10］食品安全衛生関係
◇酒税法施行令の一部を改正する政令（政令第 140 号）〈官報〉
◇酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 151 号）〈官報〉
◇その他：９件〈官報〉
［11］容器包装
◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部改正：７件〈官報〉
［12］温暖化対策関係
◇「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係省令の整備について〈環境省〉
◇温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省・環境省令第３号）

〈官報〉
◇地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 14 号）〈官報〉
◇その他：４件
［13］環境安全関係
◇厚生労働省における環境配慮の方針に関する令和３年度の点検結果を公表します〈厚生労働省〉
［14］調査、公募、意見募集等
　［公募、意見募集等］　３件
［15］その他省庁発表　　７件
［16］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　［開催記録、報告、資料等］　　３件
［17］海外の化学物質管理情報
〇国際：４件　　〇欧州：６件　　〇米国：10 件
［18］その他　　３件

****
［1］***化学物質関係事故、事件関係***
◇***その他の事故、事件***
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028219/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220331_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：67 件
うち重大事故等として通知された事案：24 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
https://www.caa.go.jp/notice/entry/028215/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220331_02.pdf
1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く):4件
(2)事故情報(食中毒情報)：4件
2. リコール・自主回収情報
(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：30件
(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：5件

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***
・認知機能に係る機能性を標ぼうする機能性表示食品の表示に関する改善指導及び一般消費者等への注意喚起について
＜消費者庁　2022 年 3 月 31 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028137/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms214_220331_01.pdf
消費者庁は、インターネット広告において認知機能に係る機能性を標ぼうする機能性表示食品に対し、届出後の事後チェックとして、景品表示法(優良誤認表示)及び健康増進法(食品の虚偽・誇大表示)の観点から表示の適正化について改善指導を行うとともに、SNS を通じて一般消費者等への注意喚起を行いました。

・令和４年４月１日から労災保険の「特別加入」の対象が広がります

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu_r3.4.1_00006.html
＜厚生労働省　2022 年 4 月 1 日＞　[URL] http://www.mhlw.go.jp/index.shtml
---

・高校生が壁衝突、都に賠償命令　テニス大会でプレー中　教員の注意義務違反認定・東京地裁
＜時事ドットコム　2022 年 4 月 3 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/bcbf21c21ed2aefaf48ee099457fd3a2d5a6a468

東京都内の20代男性が、高校時代に出場した都立対抗テニス大会の試合で壁に衝突して歯を負傷したのは主催者側が注意喚起などを怠ったからだとして、都に約1340万円の賠償を求めた訴訟で、東京地裁が訴えを認め、約420万円の支払いを命じていたことが2日、分かった。

大嶋洋志裁判長は、主催者側の教員らが壁に近いテニスコートの使用を回避すべきだったとして注意義務違反を認定。男性の代理人弁護士は「主催者の運営責任を認めており、スポーツ競技に関わる教育関係者に警鐘を鳴らす判決だ」としている。判決は3月2日付。

判決によると、男性は都立高の硬式テニス部に所属していた2011年7月、同大会にダブルスで出場。会場となった別の都立高（品川区）のコートには、ボールを打ち返す範囲として引かれたラインの後方約6．6メートルにコンクリートの壁があった。

男性は後衛で、対戦相手から返ってきたボールを追い掛けて打ち返した後、勢い余って壁に顔をぶつけ、前歯2本を失った。治療のため、16年8月まで計39回通院し、手術を受けた。

大嶋裁判長は、現場のコートが国際テニス連盟規則などを外形的には満たしていたとしつつ、ボールを追い掛ける生徒が壁と衝突し得ることは予見可能だったと指摘。教員らはコートの使用を避けたり、壁の前に防護マットを設置したりする注意義務に違反したと判断した。

男性側は請求額が十分認められなかったことなどを受け、控訴。都教育委員会も「判決に不服があるため、控訴した」と説明している。

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示（文部科学省告示第 59 号）
　　[官報]　令和 4 年 3 月 31 日　号外　第 71 号　91 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710091f.html
---

[災害対策]

・単身者向け「災害時にそなえる食品ストックガイド」公開
＜農林水産省　2022年4月1日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/220401.html
農林水産省では、災害時に備えた家庭備蓄の普及活動を行っています。
この一環として、ひとり暮らしの方が、いざという時に備えた家庭備蓄に取り組んで頂くための「災害時にそなえる食品ストックガイド～単身者向け」WEBサイトを公開しましたのでお知らせします。
1.　　ひとり暮らしの方でもかんたんに始められる食品ストック
4月は進学や就職、転勤など新生活を迎える方の多い時期です。そこで、新たにひとり暮らしを始める方やすでにひとり暮らしをされている方も、いざという時に備えた家庭備蓄に取り組んでいただくためのガイド「災害時にそなえる食品ストックガイド～単身者向け」を作成しWEB公開しました。
近年、災害が頻発、激甚化している中で安心して暮らすためには、食品の家庭備蓄を普段の生活に無理なく取り入れていくことが大切です。
食品ストックガイドでは、特に災害への備えを見落としがちなひとり暮らしの方のために、なぜ食品の家庭備蓄が必要なのか、どのように始めたらよいのか、収納の仕方など、専門家のご協力をいただきながら紹介しています。
「災害時にそなえる食品ストックガイド～単身者向け」

URL：https://nippon-food-shift.maff.go.jp/foodstock

2. 農林水産省の取り組み

農林水産省では、食品の家庭備蓄を実践しやすくする方法や乳幼児や高齢者、食物アレルギー等の要配慮者の方がいらっしゃる家庭での実践方法をまとめたガイドブックや、WEBサイト「家庭備蓄ポータル」等での情報発信を通して、災害時に備えた家庭備蓄の普及活動を行っています。

家庭備蓄ポータルサイト

WEBサイトhttps://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/index.html

・各種ガイドブックの配布にご協力頂けるイベント・団体の活動などございましたら、ご連絡お待ちしております。

・国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の二第一項及び人事院規則一六－〇（職員の災害補償）第十七条の規定に基づき、平成二年人事院公示第八号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示第14号）

［官報］ 令和４年３月31日　号外　第70号　951頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700951f.html

---

・国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定に基づき、平成四年人事院公示第六号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示第15号）

［官報］ 令和４年３月31日　号外　第70号　951～952頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700951f.html

---

・国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十七条の四第二項第二号並びに人事院規則一六－〇（職員の災害補償）第三十三条の二第一項及び第二項並びに第三十三条の十一の規定に基づき、平成四年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示第16号）

［官報］ 令和４年３月31日　号外　第70号　952頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700952f.html

---

・人事院規則一六－〇（職員の災害補償）第十八条第一項の規定に基づき、平成八年人事院公示第十一号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示第17号）

［官報］ 令和４年３月31日　号外　第70号　952頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700952f.html

---

・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件（文部科学省告示第57号）

［官報］ 令和４年３月31日　号外　第71号　89～91頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710089f.html

---

・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（文部科学省告示第58号）

［官報］ 令和４年３月31日　号外　第71号　91頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710091f.html

---

・本40万冊が落下、地震に頭抱える図書館　傾斜5度でもダメだった

＜朝日新聞　2022年4月2日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ416SFXQ3TUNHB00W.html

3月16日の地震で、東北大付属図書館（仙台市青葉区）では、おびただしい数の本が書棚から落ちた。昨年2月の地震でも同様の被害があり、ひもを渡したり、棚に傾斜をつけたりと手を打ったが、効果はあまりなかった。すべての本を戻すには2カ月ほどかかる見通しで、職員らは途方に暮れている。

同館のまとめでは、本館と四つの分館で計約40万冊が落下。中でも青葉山キャンパスにある農学分館2階では、11万冊すべてが棚から落ちた。思想家・狩野亨吉が集めた近世の和書群「狩野文庫」など、本館の貴重な古典資料5万冊も含まれる。破損の有無はこれから調べる。

11年前の東日本大震災では87万冊（本館）が落下し、建物の損傷も大きかった。以来、書棚の固定が進められ、様々な落下対策もとられてきた。

各地の図書館でも広がるのが、落下防止バーだ。揺れると棚の下部からバーがはね上がり、本を止める仕掛けだ。今回、多くの本がバーを飛び越えて落ち、役立たずだった。

見た目もかまわず、荷造りひもを網のように渡した棚もある。落下を防いだ所もあったが、これでは本の貸し出しに勝手が悪い。

同館では、昨年2月の福島県沖地震でも同様の被害があった。このため、今年「決定打」として導入しようとしていたのが、傾斜がついた棚だ。書棚の奥に向けてそれぞれ5度、4度、3度の角度をつけ、一部で試していた。5度の棚は、落ちた数はやや少なかったという。ただこの棚では、斜めになった本が、後ろの棚の本と触れてしまい、傷つきやすいという難点がある。

「結局、パーフェクトな落下防止策はない。『災害にレジリエント（回復力のある）な図書館』にするには、免震構造に建て替えるしかない」と、図書館長の大隅典子・東北大副学長。農学分館2階の復旧はめどがつかず、他の館も一部で利用制限が続く。

県内では、宮城県図書館（仙台市泉区）の被害も大きく、3月25日まで休館。仙台市図書館は比較的落下が少なく、同18日に全館再開するなど、場所ごとの違いもあるようだ。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年４月３日版）

＜厚生労働省　2022 年４月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25001.html

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2022年4月2日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00347.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2022年4月2日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24998.html

・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。

＜厚生労働省　2022年4月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2022年4月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の保健・医療提供体制確保計画についてページを更新しました

＜厚生労働省　2022年4月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00056.html

・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました

＜厚生労働省　2022年4月1日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jyushinsoudancenter.html
・「水際対策に係る新たな措置について」HPを更新しました
＜厚生労働省　2022年4月1日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2022年4月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html
・新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関内の病床の確保状況・使用率等の報告を掲載しました。
＜厚生労働省　2022年4月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00327.html
・自治体・個人・団体からの布製マスクの配布希望の申出について
＜厚生労働省　2022年4月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifu_kibou.html
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022年4月1日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jihikensa_00001.html
・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19
＜厚生労働省　2022年4月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html
・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について更新しました。
＜厚生労働省　2022年4月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2022年4月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
---

◇*ワクチン、検査薬、治療薬等*
・新型コロナワクチンコールセンターに、海外からお電話いただける番号を新たに設置しました。
＜厚生労働省　2022年4月1日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html
****

[3] 労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件等の一部を改正する件（厚生労働省告示第116号）

［官報］ 令和4年3月31日　号外　第71号　115～117頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710115f.html

○厚生労働省告示第116号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の四第三項の規定に基づき、労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件等の一部を次の表のように改正する。

令和4年3月31日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件の一部改正）

第一条　平成十七年厚生労働省告示第五百十九号（労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後			改　正　前		
通し番号	名　　称	整理番号	通し番号	名　　称	整理番号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
13304	７，７，９ －トリメチル－４，13－ジオキソ－３，14－	2-(5)-212	13304	ジメタクリル酸= Ｎ,Ｎ’－（２，２，４ －トリメチルヘ	2-(5)-212

	ジオキサ－５，12－ジアザヘキサデカン－１，16－ジイル＝ビス（２－メチルプロパ－２－エノアート）と７，９，９－トリメチル－４，13－ジオキソ－３，14－ジオキサ－５，12－ジアザヘキサデカン－１，16－ジイル＝ビス（２－メチルプロパ－２－エノアート）の混合物			キサン－１，６－ジイル）ビス［２－（カルバモイルオキシ）エチル］	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件の一部改正）

第二条　平成二十九年厚生労働省告示第二百三十一号（労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後			改　正　前		
通し番号	名　　称	整理番号	通し番号	名　　称	整理番号
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
25977	２，２’－ジアゼンジイルビス（２－メチルプロパンニトリル）を開始剤とする，エチル＝プロパ－２－エノアート・オキシラニルメチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・２－ヒドロキシエチル＝プロパ－２－エノアート・２－ヒドロキシエチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・２－（２－ヒドロキシエトキシ）エチル＝プロパ－２－エノアート・メチリデンブタンニ酸・α－｛２－［（２－メチルプロパ－２－エノイル）オキシ］エチル｝－ω－ヒドロキシポリ［オキシ（１－オキソヘキサン－１，６－ジイル）］・２－メチルプロパ－２－エン酸・メチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート共重合物	9-3413	25977	２，２’－ジアゼンジイルビス（２－メチルプロパンニトリル）を開始剤とする，エチル＝プロパ－２－エノアート・オキシラニルメチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・２－ヒドロキシエチル＝プロパ－２－エノアート・２－ヒドロキシエチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・２－（２－ヒドロキシエトキシ）エチル＝プロパ－２－エノアート・メチリデンブタンニ酸・α－｛２－［（２－メチルプロパ－２－エノイル）オキシ］エチル｝－ω－ヒドロキシポリ［オキシ（１－オキソヘキサン－１，６－ジイル）］・２－メチルプロパ－２－エン・メチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート酸共重合物	9 -3413
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第三条　平成三十一年厚生労働省告示第九十九号（労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後			改　正　前		
通し番号	名　　称	整理番号	通し番号	名　　称	整理番号
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
27528	ジメチル=２，２’－ジアゼンジイルビス（２－メチルプロパノアート）を開始剤とする，３－エテニルフェノール・５－フェニルジベンゾ［b，d］チオフェン－５－イウム=１，１，３，３，３－ベンタフルオロ－２－（{３－［(２－メチルプロパ－２－エノイル）オキシ］アダマンタン－１－カルボニル} オキシ）プロパン－１－スルホナート・１－メチルシクロペンチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート共重合物	9-3620	27528	３－エテニルフェノ－ル・５－フェニルジベンゾ［b，d］チオフェン－５－イウム=１，１，３，３，３－ベンタフルオロ－２－（{３－［(２－メチルプロパ－２－エノイル）オキシ］アダマンタン－１－カルボニル} オキシ）プロパン－１－スルホナート・１－メチルシクロペンチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート共重合物	9-3620
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第四条　令和三年厚生労働省告示第百七号（労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後			改　正　前		
通し番号	名　　称	整理番号	通し番号	名　　称	整理番号
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
29062	［アニリン・２，２’－（１，３－フェニレン）ジ（プロパン－２－オール）重縮合物］とフラン－２，５－ジオンの反応生成物	10-4051	29062	アニリン・２，２’－（１，３－フェニレン）ジ（プロパン－２－オール）重縮合物とフラン－２，５－ジオンのイミド化反応生成物	10-4051
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
29078	エタン－１，２－ジオール・ジメチル＝ナフタレン－２，６－ジカルボキシラート・（不飽和脂肪酸（Ｃ＝18 を主成分とする。）の二量体として得られるタイマー酸(C=36 を主成分とする。）の水素化反応生成物）重縮合物	10-4060	29078	（エタン－１，２－ジオール・ジメチル＝ナフタレン－12，６－ジカルボキシラート重縮合物）・（９，10－ジノニルオクタデカンニ酸を主成分とする，不飽和脂肪酸（Ｃ＝18）の二量体として得られるタイマー酸）重縮合物	10-4060
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第五条　令和三年厚生労働省告示第三百四十八号（労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

通し番号	名　　称	整理番号
（略）	（略）	（略）
29493	１^{5}－クロロ－N10^{4}－［３－（ジエチルアミノ）プロピル］－N７^{5}－（４－｛［３－（ジエチルアミノ）プロピル］カルバモイル｝フェニル）－４^{2}－ヒドロキシ－１^{2}－メトキシ－３，８－ジオキソ－２，５，６，９－テトラアザ－４（３，１）－ナフタレナ－１,10（１），７（１，３）－トリベンゼナデカファン－５－エン－７^{5},10^{4}－ジカルボキシアミドを主成分とする，［５－アミノ－N^{1}，N^{3}－ビス（４－｛［３－（ジエチルアミノ）プロピル］カルバモイル｝フェニル）ベンゼン－１，３－ジカルボキシアミドのジアゾ化反応生成物］とN－（５－クロロ－２－メトキシフェニル）－３－ヒドロキシナフタレン－２－カルボキシアミドの反応生成物	5-1565
（略）	（略）	（略）

改　正　前

通し番号	名　　称	整理番号
（略）	（略）	（略）
29493	１[5]－クロロ－N10^{4}－［３－（ジエチルアミノ）プロピル］－N７[5]－（４－｛［３－（ジエチルアミノ）プロピル］カルバモイル｝フェニル）－４^{2}－ヒドロキシ－１^{2}－メトキシ－３，８－ジオキソ－２，５，６，９－テトラアザ－４（３，１）－ナフタレナ－１,10（１），７（１，３）－トリベンゼナデカファン－５－エン－７^{5},10^{4}－ジカルボキシアミドを主成分とする，［５－アミノ－N^{1}，N^{3}－ビス（４－｛［３－（ジエチルアミノ）プロピル］カルバモイル｝フェニル）ベンゼン－１，３－ジカルボキシアミドのジアゾ化反応生成物］とN－（５－クロロ－２－メトキシフェニル）－３－ヒドロキシナフタレン－２－カルボキシアミドの反応生成物	5-1565
（略）	（略）	（略）

****

［4］*化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく化学物質、優先評価化学物質の一部改正*

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（厚生労働省・経済産業省・環境省告示第１号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 71 号　168～178 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710168f.html

○厚生労働省・経済産業省・環境省告示第１号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第八条第一項第三号の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質（平成二十九年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和４年３月31日

厚生労働大臣　後藤　茂之
経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壮

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後		改　正　前	
化学物質の分類	官報整理番号	化学物質の分類	官報整理番号
⑴～⑸［略］	［略］	⑴～⑸［略］	［略］
⑹有機重合系高分子化合物	「⑹有機重合系高分子化合物」の項整理番号１（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、６（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、10（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、18（ブタ－１－エン・エデン共重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、47（エデン・５－エチリデンビシクロ［２．２．１］ヘプタ－２－エン・プロパ－１－エン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、48（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、66（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、120（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、126（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、127（メチル＝メタクリラード・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、134（水、酸及び	⑹有機重合系高分子化合物	「⑹有機重合系高分子化合物」の項整理番号１（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、６（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、10（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、18（ブタ－１－エン・エデン共重合物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。）、47（エデン・５－エチリデンビシクロ［２．２．１］ヘプタ－２－エン・プロパ－１－エン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、48（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、66（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、120（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、126（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）、127（メチル＝メタクリラード・スチレン共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。）、134（水、

	アルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、136（ブタジエン・スチレン共重合物の水素化物(ただし、ベンゼン環は水素化されない。)(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、139（ブチル＝アクリラード・スチレン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、141（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、176（数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、178（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、181（アクリロニトリル・ブタン－１－イル＝アクリラード・スチレン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、186(ブチル＝アクリラード・メチル＝メタクリラード・スチレン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、189（メタクリル酸・メチル＝メタクリラード・スチレン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、267（アクリロニトリル・ａ－メチルスチレン・スチレン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、274（アクリロニトリル・メチル＝メタクリラード・スチレン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)及びアクリロニトリル・メチル＝メタクリラード・α－メチルスチレン・		酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、136(ブタジエン・スチレン共重合物の水素化物(ただし、ベンゼン環は水素化されない。)(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、139(ブチル＝アクリラード・スチレン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、141(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、176(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、178(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、181(アクリロニトリル・ブタン－１－イル＝アクリラード・スチレン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、186(ブチル＝アクリラード・メチル＝メタクリラード・スチレン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、189(メタクリル酸・メチル＝メタクリラード・スチレン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、267(アクリロニトリル・ａ－メチルスチレン・スチレン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、274(アクリロニトリル・メチル＝メタクリラード・スチレン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)及びアクリロニトリル・メチル＝メタクリラード・α－メチルスチレン・

	スチレン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、402（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、454（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、553(メチル＝アクリラード・メチル＝メタクリラート共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)及びエチル＝プロパ－２－エノアート・エチル＝２－メチルプロパ－２－エノアート・ブチル＝プロパ－２－エノアート共重合物　(水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、606（ブタジエン・ブタン－１－イル＝アクリラード・メチル＝メタクリラート共重合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、720（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、743（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、748（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、749(ポリブタジエンの部分水素化物（水、醇及びアルカリに不溶であり分子量 1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、774(2－メチルプロパ－１－エン重合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、779(ブタン－１－イル＝アクリラート共重合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、		スチレン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、402(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、454(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、553(メチル＝アクリラード・メチル＝メタクリラート共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、606(ブタジエン・ブタン－１－イル＝アクリラード・メチル＝メタクリラート共重合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、720(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、743(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、748（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、749（ポリブタジエンの部分水素化物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。)、774(2－メチルプロパ－１－エン重合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、三及びアルカリに不溶であるものに限る。）に限る。)、779(ブタン－１－イル＝アクリラート共重合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、994(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、1090(エデン・２－ビニル無水コハク酸共重合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限

994(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、1090(エデン・２－ビニル無水コハク酸共重合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、1377(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であり、分子構造中のメタクリル酸グリシジルの含有率が６重量%以下であるものに限る。)及び1472(デカ－１－エン・４－メチルベンダ－１－エン共重合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)並びに⑹-1523(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、⑹-1524(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1525(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、⑹-1526(ヘキサデカ－１－エン・４－メチルベンダ－１－エン・オクタデカ－１－エン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、⑹-1547(水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1556(エデン・５－エチリデンビシクロ[2.2.1]ヘプタ－２－エン・ブタ－１－エン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、⑹-1594(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1602(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、⑹-1619(水、酸及びアルカリ

る。)に限る。)、1377(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であり、分子構造中のメタクリル酸グリシジルの含有率が６重量%以下であるものに限る。)及び1472(デカ－１－エン・４－メチルベンダ－１－エン共重合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)並びに⑹-1523(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、⑹-1524(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1525(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、⑹-1526(ヘキサデカ－１－エン・４－メチルベンタ－１－エン・オクタデカ－１－エン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。) に限る。)、⑹-1556(エデン・５－エチリデンビシクロ[2.2.1]ヘプタ－２－エン・ブタ－１－エン共重合物(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)に限る。)、⑹-1594(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1602(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、⑹-1619(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1629(水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1687(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1693(水、酸及びアルカリに不溶であ

	に不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1629(水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1687(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1693(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1743(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1745(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1746(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1756(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1762(水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1782(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1812(分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であり水、酸及びアルカリに不溶であり、分子構造中のオキシラン環を含むユニットの含有率が 10 重量%以下であるものに限る。)、⑹-1894から⑹-1896まで、⑹-1899から⑹-1901まで、⑹-1903 から⑹-1922 まで、⑹-1924から⑹-1934まで、⑹-1936から⑹-1958 まで、⑹-1961 から⑹-1964 まで、⑹-1967 から⑹-1972 まで、⑹-1974から⑹-1998 まで、⑹-2005 から⑹-2020 まで、⑹-2022 から⑹-2039 まで、⑹-2041 から⑹-2060 まで、⑹-2062から⑹-2070まで、⑹-2072から⑹-2076 まで、⑹-2084 から⑹-2089 まで、⑹-2091 から⑹-2095 まで、		り分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1743(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1745(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1746(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1756(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1762(水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1782(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、⑹-1812(分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であり水、酸及びアルカリに不溶であり、分子構造中のオキシラン環を含むユニットの含有率が 10 重量%以下であるものに。)、⑹-1894から⑹-1896まで、⑹-1899から⑹-1901まで、⑹-1903から⑹-1922まで、⑹-1924から⑹-1934まで、⑹-1936から⑹-1958まで、⑹-1961 から⑹-1964 まで、⑹-1967から⑹-1972まで、⑹-1974から⑹-1998 まで、⑹-2005 から⑹-2020 まで、⑹-2022 から⑹-2039 まで、⑹-2041から⑹-2060まで、⑹-2062から⑹-2070 まで、⑹-2072 から⑹-2076 まで、⑹-2084 から⑹-2089 まで、⑹-2091から⑹-2095まで、⑹-2097から⑹-2117 まで、⑹-2119 から⑹-2123 まで、⑹-2125 から⑹-2142 まで、⑹-2144から⑹-2148まで、⑹-2150から⑹-2152 まで、⑹-2155 から⑹-2161 まで、⑹-2163 から⑹-2171 まで、⑹-2174、⑹-2175、⑹-2177から⑹-2180 まで、⑹-2182、⑹-2185 から⑹-2199 まで、⑹-2201、⑹-2205、⑹-2206、⑹-2208から⑹-2210まで、⑹-2212から

	(6)-2097 から(6)-2117 まで、(6)-2119 から(6)-2123 まで、(6)-2125 から(6)-2142 まで、(6)-2144 から(6)-2148 まで、(6)-2150 から(6)-2152 まで、(6)-2155 から(6)-2161 まで、(6)-2163 から(6)-2171 まで、(6)-2174、(6)-2175、(6)-2177 から(6)-2180 まで、(6)-2182、(6)-2185 から(6)-2199 まで、(6)-2201、(6)-2205、(6)-2206、(6)-2208 から(6)-2210 まで、(6)-2212 から(6)-2222 まで、(6)-2224 から(6)-2226 まで、(6)-2229 から(6)-2261 まで、(6)-2264、(6)-2265、(6)-2268、(6)-2269、(6)-2271 から(6)-2276 まで、(6)-2278 から(6)-2282 まで、(6)-2284 から(6)-2289 まで、(6)-2292 から(6)-2300 まで、(6)-2302 から(6)-2305 まで、(6)-2307、(6)-2308、(6)-2310 から(6)-2313 まで、(6)-2315 から(6)-2331 まで、(6)-2333、(6)-2334、(6)-2336 から(6)-2343 まで、(6)-2345 から(6)-2348 まで、(6)-2350 から(6)-2354 まで、(6)-2356 から(6)-2366 まで、(6)-2368 から(6)-2377 まで、(6)-2379 から(6)-2385 まで、(6)-2390 から(6)-2395 まで、(6)-2399 から(6)-2405 まで、(6)-2407、(6)-2408、(6)-2410 から(6)-2412 まで、(6)-2415、(6)-2416、(6)-2419 から(6)-2429 まで、(6)-2431 から(6)-2441 まで、(6)-2443 から(6)-2449 まで、(6)-2452、(6)-2453、(6)-2455 から(6)-2467 まで、(6)-2472 から(6)-2477 まで、(6)-2479 から(6)-2528 まで、(6)-2530 から(6)-2532 まで、(6)-2534 から(6)-2544 まで、(6)-2546 から(6)-2557 まで、(6)-2559 から(6)-2572 まで、(6)-2574、(6)-2576、(6)-2577、(6)-2579 から(6)-2583 まで、(6)-2585 から(6)-2601 まで、(6)-2605 から(6)-2609 まで、(6)-2611、(6)-2612、(6)-2614、(6)-2616、(6)-2617、(6)-2619 から(6)-2622 まで、(6)-2625、(6)-2627 から(6)-2636 まで、(6)-2638 から(6)-2653 まで、(6)-2659 から(6)-2676 まで、(6)-2678、(6)-2679、(6)-2681 から(6)-2697 まで、(6)-2699 から(6)-2711 まで、(6)-2713 から(6)-2726 まで、(6)-2728 から(6)-2742 まで、		(6)-2222 まで、(6)-2224 から(6)-2226 まで、(6)-2229 から(6)-2261 まで、(6)-2264、(6)-2265、(6)-2268、(6)-2269、(6)-2271 から(6)-2276 まで、(6)-2278 から(6)-2282 まで、(6)-2284 から(6)-2289 まで、(6)-2292 から(6)-2300 まで、(6)-2302 から(6)-2305 まで、(6)-2307、(6)-2308、(6)-2310 から(6)-2313 まで、(6)-2315 から(6)-2331 まで、(6)-2333、(6)-2334、(6)-2336 から(6)-2343 までミ(6)-2345 から(6)-2348 まで、(6)-2350 から(6)-2354 までミ(6)-2356 から(6)-2366 まで、(6)-2368 から(6)-2377 まで、(6)-2379 から(6)-2385 まで、(6)-2390 から(6)-2395 まで、(6)-2399 から(6)-2405 まで、(6)-2407、(6)-2408、(6)-2410 から(6)-2412 まで、(6)-2415、(6)-2416、(6)-2419 から(6)-2429 まで、(6)-2431 から(6)-2441 まで、(6)-2443 から(6)-2449 まで、(6)-2452、(6)-2453、(6)-2455 から(6)-2467 まで、(6)-2472 から(6)-2477 まで、(6)-2479 から(6)-2528 まで、(6)-2530 から(6)-2532 まで、(6)-2534 から(6)-2544 まで、(6)-2546 から(6)-2557 まで、(6)-2559 から(6)-2572 まで、(6)-2574、(6)-2576、(6)-2577、(6)-2579 から(6)-2583 まで、(6)-2585 から(6)-2601 まで、(6)-2605 から(6)-2609 まで、(6)-2611、(6)-2612、(6)-2614、(6)-2616、(6)-2617、(6)-2619 から(6)-2622 まで、(6)-2625、(6)-2627 から(6)-2636 まで、(6)-2638 から(6)-2653 まで、(6)-2659 から(6)-2676 まで、(6)-2678、(6)-2679、(6)-2681 から(6)-2697 まで、(6)-2699 から(6)-2711 まで、(6)-2713 から(6)-2726 まで、(6)-2728 から(6)-2742 まで、(6)-2744 から(6)-2749 まで、(6)-2761 から(6)-2808 まで、(6)-2812 から(6)-2858 まで、(6)-2865 から(6)-2873 まで、(6)-2875 から(6)-2882 まで、(6)-2884 から(6)-2899 まで、(6)-2903 から(6)-2939 まで、(6)-2941、(6)-2943 から(6)-2976 まで、(6)-2979 から(6)-3047 まで、(6)-3049 から(6)-3059 まで、(6)-3061、(6)-3063 から(6)-3081 まで、(6)-3083 から(6)-3104 まで、

	(6)-2744 から(6)-2749 まで、(6)-2761 から(6)-2808 まで、(6)-2812 から(6)-2858 まで、(6)-2865 から(6)-2873 まで、(6)-2875 から(6)-2882 まで、(6)-2884 から(6)-2899 まで、(6)-2903 から(6)-2939 まで、(6)-2941、(6)-2943 から(6)-2976 まで、(6)-2979 から(6)-3047 まで、(6)-3049 から(6)-3059 まで、(6)-3061, (6)-3063 から(6)-3081 まで、(6)-3083 から(6)-3104 まで、(6)-3107 から(6)-3125 まで、(6)-3128 から(6)-3132 まで、(6)-3134 から(6)-3156 まで、(6)-3158 から(6)-3187 まで、(6)-3189 から(6)-3198 まで、(6)-3200 から(6)-3222 まで、(6)-3224 から(6)-3253 まで、(6)-3256 から(6)-3310 まで、(6)-3312 から(6)-3321 まで、(6)-3323 から(6)-3349 まで、(6)-3351 から(6)-3386 まで、(6)-3388 から(6)-3448 まで、(6)-3451 から(6)-3462 まで、(6)-3464 から(6)-3467 まで、(6)-3469 から(6)-3490 まで、(6)-3492、(6)-3493、(6)-3495 から(6)-3522 まで、(6)-3524 から(6)-3528 まで、(6)-3530 から(6)-3532 まで、(6)-3535 から(6)-3539 まで、(6)-3541 か(6)-3548 まで、(6)-3550 から(6)-3567 まで、(6)-3569 から(6)-3589 まで、(6)-3591 から(6)-3617 まで、(6)-3619、(6)-3620、(6)-3623 から(6)-3653 まで、(6)-3655、(6)-3656、(6)-3659 から(6)-3662 まで、(6)-3664 から(6)-3673 まで、(6)-3676 から(6)-3683 まで、(6)-3685 から(6)-3698 まで、(6)-3700、(6)-3702 から(6)-3710 まで、(6)-3712 から(6)-3725 まで、(6)-3727 から(6)-3732 まで、(6)-3734、(6)-3735、(6)-3739 から(6)-3750 まで、(6)-3753 から(6)-3755 まで、(6)-3757 から(6)-3782 まで、(6)-3784、(6)-3786 から(6)-3794 まで、(6)-3796 から(6)-3808 まで、(6)-3811 から(6)-3819 まで、(6)-3824 から(6)-3851 まで、(6)-3853 から(6)-3858 まで、(6)-3861 から(6)-3865 まで、(6)-3867 から(6)-3869 まで、(6)-3871 から(6)-3876 まで、(6)-3880 から(6)-3887 まで、(6)-3890 から(6)-3899 まで、(6)-3903 から(6)-3921 まで、(6)-3924 か		(6)-3107 から(6)-3125 まで、(6)-3128 から(6)-3132 まで、(6)-3134 から(6)-3156 まで、(6)-3158 から(6)-3187 まで、(6)-3189 から(6)-3↓98 まで、(6)-3200 から(6)-3222 まで、(6)-3224 から(6)-3253 まで、(6)-3256 から(6)-3310 まで、(6)-3312 から(6)-3321 まで、(6)-3323 から(6)-3349 まで、(6)-3351 から(6)-3386 まで、(6)-3388 から(6)-3448 まで、(6)-3451 から(6)-3462 まで、(6)-3464 から(6)-3467 まで、(6)-3469 から(6)-3490 まで、(6)-3492、(6)-3493、(6)-3495 から(6)-3522 まで、(6)-3524 から(6)-3528 まで、(6)-3530 から(6)-3532 まで、(6)-3535 から(6)-3539 まで、(6)-3541 から(6)-3548 まで、(6)-3550 から(6)-3567 まで、(6)-3569 から(6)-3589 まで、(6)-3591 から(6)-3617 まで、(6)-3619、(6)-3620、(6)-3623 から(6)-3653 まで、(6)-3655、(6)-3656、(6)-3659 から(6)-3662 まで、(6)-3664 から(6)-3673 まで、(6)-3676 から(6)-3683 まで、(6)-3685 から(6)-3698 まで、(6)-3700, (6)-3702 から(6)-3710 まで、(6)-3712 から(6)-3725 まで、(6)-3727 から(6)-まで、(6)-3734、(6)-3735、(6)-3739 から(6)-3750 まで、(6)-3753 から(6)-3755 まで、(6)-3757 から(6)-3782 まで、(6)-3784、(6)-3786 から(6)-3794 まで、(6)-3796 から(6)-3808 まで、(6)-3811 から(6)-3819 まで、(6)-3824 から(6)-3851 まで、(6)-3853 から(6)-3858 まで、(6)-3861 から(6)-3865 まで、(6)-3867 から(6)-3869 まで、(6)-3871 から(6)-3876 まで及び(6)-3880

	ら(6)-3947 まで、(6)-3950 から、(6)-3957 まで、(6)-3960 から、(6)-3967 まで、(6)-3969 及び、(6)-3970		
(7) 有機縮合系高分子化合物	「(7) 有機縮合系高分子化合物」の項整理番号 129（１，３，５－トリオキサン・１，３－ジオキソラン重付加物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)及びａ－アセチル－ω－(アセチルオキシ)ポリ(オキシメチレン)(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、357(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、359(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、360(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、361(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、365(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、366(アジピン酸・ε－カプロラクタム・ドデカノ－12－ラクタム・ヘキサン－１，６－ジイルジアミン重縮合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、368(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、382(ドデカンニ酸・ヘキサン－１，６－ジイルジアミン重縮合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、デカンニ酸・ヘキサン－１，６－ジイルジアミン重縮合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)及びアジピン酸・ヘキ	(7) 有機縮合系高分子化合物	「(7) 有機縮合系高分子化合物」の項整理番号 129（１，３，５－トリオキサン・１，３－ジオキソラン重付加物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)及びａ－アセチル－ω－(アセチルオキシ)ポリ(オキシメチレンバ数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、357（数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）、359（数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、360(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、361（数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、365（数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、366(アジピン酸・ｓ－カプロラクタム・ドデカノ－12－ラクタム・ヘキサン－１，６－ジイルジアミン重縮合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、368（数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、382(ドデカンニ酸・ヘキサン－１，６－ジイルジアミン重縮合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、デカンニ酸・ヘキサン－１，６－ジイルジアミン重縮合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)及びアジピン酸・ヘキ

	サン－１，６－ジイルジアミン重縮合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、714(シクロヘキサン－１，４－ジイルジメタノール・エチレン＝グリコール・テレフタル酸重縮合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、738(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、1022(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1026(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1035(エチレン＝グリコール・ａ－ヒドロ－ω－ヒドロキシポリ(1～100)［オキシエチレン／オキシ(メチルエチレン)］・テレフタル酸重縮合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、1039(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1040(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1044(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1048(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1051(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、1079(ブタン－1,4－ジオール・ａ－ヒドロ－ω－ヒドロキシポリ(オキシブタン－1,4－ジイル)・テレフタル酸重縮合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、		サン－１，６－ジイルジアミン重縮合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、714(シクロヘキサン－１，４－ジイルジメタノール・エチレン＝グリコール・テレフタル酸重縮合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、738(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、1022(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1026(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1035(エチレン＝グリコール・ａ－ヒドロ－ω－ヒドロキシポリ(1～100)［オキシエチレンノオキシ(メチルエチレン)］・テレフタル酸重縮合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、1039(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1040(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1044(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1048(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1051(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、1079(ブタン－1,4－ジオール・ａ－ヒドロ－ω－ヒドロキシポリ(オキシブタン－1,4－ジイル)・テレフタル酸重縮合物(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)に限る。)、

	1090(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1143(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1239(水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、1241(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、1247(水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、1248(水、酸及びアルカリに不溶であり、分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、1830(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、184 打数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1857(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)及び 1890(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)並びに(7)-2251(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、(7)-2333(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、(7)-2347 から(7)-2350 まで、(7)-2352 から(7)-2357 まで、(7)-2365 から(7)-2369 まで、(7)-2371、(7)-2372、(7)-2374、(7)-2378、(7)-2379、(7)-2382 から(7)-2384 まで、(7)-2387 から(7)-2400 まで、(7)-2402 から(7)-2404 まで、(7)-2406 から(7)-2411 まで、(7)-2414 から(7)-2429 まで、(7)-2431、(7)-2432、(7)-2434 から(7)-2437 まで、(7)-2439 から(7)-2441 まで、(7)-2443、(7)-2444、(7)-2447、(7)-2448、(7)-2450 から(7)-2457			1090(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1143(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1241(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、1830(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)、1841(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、1857(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)及び 1890(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量 1,000 未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。)並びに(7)-2251(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。)、(7)-2333(数平均分子量が 1,000 以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限るよ(7)-2347 から(7)-2350 まで、(7)-2352 から(7)-2357 まで、(7)-2365 から(7)-2369 まで、(7)-2371、(7)-2372、(7)-2374、(7)-2378,(7)-2379、(7)-2382 から(7)-2384 まで、(7)-2387 から(7)-2400 まで、(7)-2402 から(7)-2404 まで、(7)-2406 から(7)-2411 まで、(7)-2414 から(7)-2429 まで、(7)-2431、(7)-2432、(7)-2434 から(7)-2437 まで、(7)-2439 から(7)-2441 まで、(7)-2443、(7)-2444、(7)-2447、(7)-2448、(7)-2450 から(7)-2457 まで、(7)-2459、(7)-2461 から(7)-2464 まで、(7)-2466、(7)-2467、(7)-2472 から(7)-2475 まで、(7)-2477 から(7)-2487 まで,(7)-2489 から(7)-2496 まで、(7)-2498、(7)-2499、(7)-2502 から(7)-2505 まで、(7)-2508、(7)-2509、(7)-2511 から(7)-2517 まで、(7)-2520、(7)-2521、(7)-2523、(7)-2525 から(7)-2528 まで、(7)-2536 か

まで、(7)-2459、(7)-2461 から(7)-2464 まで、(7)-2466、(7)-2467、(7)-2472 から(7)-2475 まで、(7)-2477 から(7)-2487 まで、(7)-2489 から(7)-2496 まで、(7)-2498、(7)-2499、(7)-2502 から(7)-2505 まで、(7)-2508、(7)-2509、(7)-2511 から(7)-2517 まで、(7)-2520、(7)-2521、(7)-2523、(7)-2525 から(7)-2528 まで、(7)-2536 から(7)-2539 まで、(7)-2550 から(7)-2552 まで、(7)-2554、(7)-2555,(7)-2557、(7)-2558、(7)-2561 から(7)-2567 まで、(7)-2569 から(7)-2571 まで、(7)-2574 から(7)-2578 まで、(7)-2581 から(7)-2584 まで、(7)-2586 から(7)-2595 まで、(7)-2600 から(7)-2603 まで、(7)-2612 ら(7)-2619 まで、(7)-2621、(7)-2622、(7)-2624、(7)-2625、(7)-2627 から(7)-2629 まで、(7)-2632 から(7)-2634 まで、(7)-2636、(7)-2640 から(7)-2644 まで、(7)-2647、(7)-2649、(7)-2650、(7)-2654、(7)-2657 から(7)-2659 まで、(7)-2661、(7)-2664、(7)-2670、(7)-2671、(7)-2675、(7)-2676、(7)-2679、(7)-2680、(7)-2682 から(7)-2685 まで、(7)-2687、(7)-2688、(7)-2691 から(7)-2698 まで、(7)-2705 から(7)-2714 まで、(7)-2717 から(7)-2719 まで、(7)-2722 から(7)-2725 まで、(7)-2727 から(7)-2733 まで、(7)-2736 から(7)-2739 まで、(7)-2744、(7)-2745、(7)-2747 から(7)-2749 まで、(7)-2753、(7)-2754、(7)-2756、(7)-2757、(7)-2759 から(7)-2761 まで、(7)-2765 から(7)-2768 まで、(7)-2770、(7)-2771、(7)-2777 から(7)-2782 まで、(7)-2788、(7)-2789、(7)-2793、(7)-2794、(7)-2797 から(7)-2808 まで、(7)-2810 から(7)-2814 まで、(7)-2818、(7)-2819、(7)-2824 から(7)-2829 まで、(7)-2831、(7)-2832、(7)-2835、(7)-2838 から(7)-2841 まで、(7)-2845 から(7)-2851 まで、(7)-2853 から(7)-2858 まで、(7)-2863 から(7)-2865 まで、(7)-2867 から(7)-2870 まで、(7)-2872 から(7)-2883 まで、(7)-2886 から(7)-2890 まで、(7)-2893 から(7)-2897 まで、(7)-2899 から(7)-2906 まで、(7)-2908 から(7)-2539 までミ 7)—2550 から(7)-2552 まで、(7)-2554、(7)-2555、(7)-2557、(7)-2558、(7)-2561 から(7)-2567 まで、(7)-2569 から(7)-2571 まで、(7)-2574 から(7)-2578 まで、(7)-2581 から(7)-2584 まで、(7)-2586 から(7)-2595 まで、(7)-2600 から(7)-2603 まで、(7)-2612 から(7)-2619 まで、(7)-2621、(7)-2622、(7)-2624,(7)-2625、(7)-2627 から(7)-2629 まで、(7)-2632 から(7)-2634 まで、(7)-2636、(7)-2640 から(7)- 2644 まで、(7)- 2647、(7)-2649、(7)-2650、(7)-2654、(7)-2657 から(7)-2659 まで、(7)-2661,(7)-2664、(7)-2670、(7)-2671、(7)-2675、(7)-2676、(7)-2679、(7)-2680、(7)-2682 から(7)-2685 まで、(7)-2687、(7)-2688、(7)-2691 から(7)-2698 まで、(7)-2705 から(7)-2714 まで、(7)-2717 から(7)-2719 まで、(7)-2722 から(7)-2725 まで、(7)-2727 から(7)-2733 まで、(7)-2736 から(7)-2739 まで、(7)-2744、(7)-2745、(7)-2747 から(7)-2749 まで、(7)-2753、(7)-2754、(7)-27 凪(7)-2757、(7)-2759 から(7)-2761 まで、(7)-2765 から(7)-2768 まで、(7)-2770、(7)-2771,(7)-2777 から(7)-2782 まで、(7)-2788、(7)-2789、(7)-2793、(7)-2794、(7)-2797 から(7)-2808 まで、(7)-2810 から(7)-2814 まで、(7)-2818、(7)-2819、(7)-2824 から(7)-2829 まで、(7)-2831、(7)-2832、(7)-2835、(7)-2838 から(7)-2841 まで、(7)-2845 から(7)-2851 まで、(7)-2853 から(7)-2858 まで、(7)-2863 から(7)-2865 まで、(7)-2867 から(7)-2870 まで、(7)-2872 から(7)-2883 まで、(7)-2886 から(7)-2890 まで、(7)-2893 から(7)-2897 まで、(7)-2899 から(7)-2906 まで、(7)-2908 から(7)-2911 まで、(7)-2914 から(7)-2920 まで、(7)-2928 から(7)-2933 まで、(7)-2935 から(7)-2948 まで、(7)-2950 から(7)-2959 まで、(7)-2965 から(7)-2972 まで、(7)-2974 から(7)-2982 まで、(7)-2984 から(7)-2995 まで、(7)-3007 から(7)-3016 まで、(7)-3018 から(7)-3032 まで、(7)-3035 から(7)-3037

ら(7)-2911 まで、(7)-2914 から(7)-2920 まで、(7)-2928 から(7)-2933 まで、(7)-2935 から(7)-2948 まで、(7)-2950 から(7)-2959 まで、(7)-2965 から(7)-2972 まで、(7)-2974 から(7)-2982 まで、(7)-2984 から(7)-2995 まで、(7)-3007 から(7)-3016 まで、(7)-3018 から(7)-3032 まで、(7)-3035 から(7)-3037 まで、(7)-3039、(7)-3041 から(7)-3061 まで、(7)-3063 から(7)-3065 まで、(7)-3068 から(7)-3075 まで、(7)-3077 から、(7)-3083 まで、(7)-3086 から(7)-3088 まで、(7)-3090 から(7)-3106 まで、(7)-3108、(7)-3109、(7)-3112 から(7)-3135 まで j7 ト 3137 から(7)-3144 まで、(7)-3149 から(7)-3151 まで、(7)-3153 から、(7)-3165 まで、(7)-3168 から(7)-3177 まで、(7)-3179 から、(7)-3197 まで、(7)-3199 から(7)-3219 まで、(7)-3221 から(7)-3223 まで、(7)-3225 から(7)-3238 まで、(7)-3241 から(7)-3244 まで、(7)-3246 から(7)-3260 まで、(7)-3262 から(7)-3272 まで、(7)-3274 から(7)-3286 まで、(7)-3288 から(7)-3304 まで、(7)-3307 から(7)-3325 まで、(7)-3327 から(7)-3329 まで、(7)-3335 から(7)-3343 まで、(7)-3347 から(7)-3355 まで、(7)-3358 から(7)-3363 まで、(7)-3365 から(7)-3372 まで、(7)-3375 から(7)-3377 まで、(7)-3379 から(7)-3383 まで、(7)-3385 から(7)-3393 まで、(7)-3396 から(7)-3424 まで、(7)-3426、(7)-3431 から(7)-3436 まで、(7)-3439 から(7)-3447 まで、(7)-3449 から(7)-3454 まで、(7)-3456 から(7)-3458 まで、(7)-3460、(7)-3461、(7)-3464 から(7)-3484 まで、(7)-3486 から(7)-3495 まで、(7)-3497 から(7)-3504 まで、(7)-3506 から(7)-3508 まで、(7)-3510 から(7)-3520 まで、(7)-3523 から(7)-3528 まで、(7)-3534 から(7)-3543 まで、(7)-3547 から(7)-3554 まで、(7)-3557 から(7)-3564 まで、(7)-3567 から(7)-3574 まで、(7)-3578、(7)-3579、(7)-3581、(7)-3582、(7)-3584、(7)-3585、(7)-3587、(7)-3588、(7)-3590 から(7)-3594 まで、(7)-3597 か

まで、(7)-3039、(7)-3041 から(7)-3061 まで、(7)-3063 から(7)-3065 まで、(7)-3068 から(7)-3075 まで、(7)-3077 から(7)-3083 まで、(7)-3086 から(7)-3088 まで、(7)-3090 から(7)-3106 まで、(7)-3108、(7)-3109、(7)-3112 から(7)-3135 まで、(7)-3137 から(7)-3144 まで、(7)-3149 から(7)-3151 まで、(7)-3153 から(7)-3165 まで、(7)-3168 から(7)-3177 まで、(7)-3179 から(7)-3197 まで，(7)-3199 から(7)-3219 まで、(7)-3221 から(7)-3223 まで、(7)-3225 から(7)-3238 まで、(7)-3241 から(7)-3244 まで、(7)-3246 から(7)-3260 まで、(7)-3262 から(7)-3272 まで、(7)-3274 から(7)-3286 まで、(7)-3288 から(7)-3304 まで、(7)-3307 から(7)-3325 まで、(7)-3327 から、(7)-3329 まで、(7)-3335 から(7)-3343 まで、(7)-3347 から(7)- 3355 まで、(7)-3358 から(7)-3363 まで、(7)-3365 から(7)-3372 まで、(7)-3375 から(7)-3377 まで、(7)-3379 から(7)-3383 まで、(7)-3385 から(7)-3393 まで、(7)-3396 から(7)-3424 まで、(7)-3426、(7)-3431 から(7)-3436 まで、(7)-3439 から(7)-3447 まで、(7)-3449 から(7)-3454 まで、(7)-3456 から(7)-3458 まで、(7)-3460、(7)-3461、(7)-3464 から(7)-3484 まで、(7)-3486 から(7)-3495 まで、(7)-3497 から(7)-3504 まで、(7)-3506 から(7)-3508 まで、(7)-3510 から(7)-3520 まで、(7)-3523 から(7)-3528 まで訴仟 3534 から(7)-3543 まで、(7)-3547 から(7)-3554 まで、(7)-3557 から(7)-3564 まで、(7)-3567 から(7)-3574 まで、(7)-3578、(7)-3579、(7)-3581、(7)-3582、(7)-3584、(7)-3585、(7)-3587、(7)-3588、(7)-3590 から(7)-3594 まで、(7)-3597 から(7)-3603 まで、(7)-3605、(7)-3607 から(7)-3619 まで、(7)-3622 から(7)-3624 まで、(7)-3629 から(7)-3632 まで、(7)-3636 から(7)-3643 まで、(7)-3645 から(7)-3650 まで、(7)-3654 から(7)-3656 まで、(7)-3658、(7)-3663 から(7)-3669 まで、(7)-3672 から(7)-3682 まで、(7)-3685 から(7)-3687

	ら(7)-3603 まで、(7)-3605、(7)-3607 から(7)-3619 まで、(7)-3622 から(7)-3624 まで、(7)-3629 から(7)-3632 まで、(7)-3636 から(7)-3643 まで、(7)-3645 から(7)-3650 まで、(7)-3654 から(7)-3656 まで、(7)-3658、(7)-3663 から(7)-3669 まで、(7)-3672 から(7)-3682 まで、(7)-3685 から(7)-3687 まで、(7)-3689、(7)-3692 から(7)-3700 まで、(7)-3703 から(7)-3708 まで、(7)-3710 から(7)-3715 まで、(7)-3719 から(7)-3724 まで、(7)-3726 から(7)-3733 まで、(7)-3737 から(7)-3741 まで、(7)-3743、(7)-3748 から(7)-3757 まで、(7)-3759、(7)-3760、(7)-3762 から(7)-3768 まで、(7)-3771 から(7)-3778 まで、(7)-3781、(7)-3783、(7)-3784. (7)-3786 から(7)-3790 まで、(7)-3792、(7)-3796 から(7)-3799 まで、(7)-3801、(7)-3805 から(7)-3808 まで、(7)-3810、(7)-3814、(7)-3815、(7)-3821 から(7)-3827 まで及び(7)-3829 から(7)-3833 まで			まで、(7)-3689、(7)-3692 から(7)-3700 まで、(7)-3703 から(7)-3708 まで、(7)-3710 から(7)-3715 まで、(7)-3719 から(7)-3724 まで、(7)-3726 から(7)-3733 まで、(7)-3737 から(7)-3741 まで、(7)-3743 及び(7)-3748 から(7)-3757 まで
(8)、(9) ［略］	［略］		(8)、(9) ［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件（厚生労働省・経済産業省・環境省告示第２号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 71 号　178～179 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710178f.html

○厚生労働省・経済産業省・環境省告示第２号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十一条の規定に基づき次に名称を掲げる優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

令和４年３月 31 日

厚生労働大臣　後藤　茂之
経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壮

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づき指定を取り消した優先評価化学物質の名称	整理番号
21	１，２-エポキシブタン	(2)-229
58	Ｏ -クロロアニリン	(3)-194
89	過酸化水素	(1)-419
90	メタノール	(2)-201
103	１-オクタノール	(2)-217
111	イソブチルアルデヒド	(2)-494

114	アセトン	(2)-542
115	メチルエチルケトン	(2)-542
142	チオシアン酸銅(Ⅰ)	(1)-129
154	クロロベンゼン	(3)-31
158	Ｎ－メチルカルバミン酸２-sec -ブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はＢＰＭＣ）	(3)-2211
194	１，１，１，３，３，３ -ヘキサメチルジシロキサン	(2)-2956
215	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）	(2)-1820

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件（厚生労働省・経済産業省・環境省告示第３号）

［官報］ 令和４年４月１日 号外 第73号 122頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220401/20220401g00073/20220401g000730122f.html

○厚生労働省・経済産業省・環境省告示第３号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づきその名称を公示する。

令和４年４月１日

厚生労働大臣 後藤 茂之
経済産業大臣 萩生田光一
環境大臣 山口 壮

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第５項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
264	ジアゼンジカルボキシアミド	⑵-1241 ⑵-1747
265	メチル=（１Ｈ－１，３－ベンソイミダソール－２－イル）カルバマート（別名カルベンダジム）	⑸-465
266	α，α’－［(アルキル（Ｃ＝８～18、直鎖型）アザンジイル）ジ（エタン－２，１－ジイル)］ビス［ω－ヒドロキシポリ（オキシエタン－１，２－ジイル)］(繰り返し単位の繰り返し数は０以上の整数とする。）（数平均分子量が1,000未満のものに限る。）	⑺-60
267	{２－ヒドロキシ－N,N－ビス（２－ヒドロキシエチル）－N－メチルエタン－１－アミニウムと［飽和脂肪酸(C =10～20、直鎖型戸又は不飽和脂肪酸（C =16～18、直鎖型))］のエステル} の塩	⑺-72

****

[5] *水道法施行規則に基づく検査方法、水質基準の方法の一部改正*

◇水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第133号）

［官報］ 令和４年３月31日 号外 第71号 145～149頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710145f.html

○厚生労働省告示第133号

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）第十七条第二項の規定に基づき、水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成十五年厚生労働省告示第三百十八号）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和４年３月31日 厚生労働大臣 後藤 茂之

水道法施行規則第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方

法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。
　一　遊離残留塩素　別表第一から別表第六までに定めるいずれかの方法
　二　結合残留塩素　別表第一から別表第三まで又は別表第六に定めるいずれかの方法
―以下　省略―

◇水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第 134 号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 71 号　149～155 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710149f.html

○厚生労働省告示第 134 号

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の規定に基づき、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和４年３月 31 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

別表第 14
　パージ・トラツプーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
　　ここで対象とする項目は、四塩化炭素、１，４ジオキサン、シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン並びにブロモホルムである。
１　試薬
　⑷ ⑶（略）
　⑷　チオ硫酸ナトリウム溶液（0.3w/v%）
　―以下　省略―

別表第 15
　ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
　　ここで対象とする項目は、四塩化炭素、１，４－ジオキサン、シス－１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン並びにブロモホルムである。
１　試薬
　⑴～⑶（略）
　⑷　チオ硫酸ナトリウム溶液（0.3w/V%）
―以下　省略―

別表第 17
　溶媒抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
　　ここで対象とする項目は、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸である。
１　試薬
　⑴・⑵　（略）
　⑶　チオ硫酸ナトリウム溶液（0.3w/V%）
―以下　省略―

別表第 17 の２
　液体クロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
　　ここで対象とする項目は、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸である。
１　試薬
　⑴・⑵　（略）
　⑶　チオ硫酸ナトリウム溶液（0.3w/V%）
―以下　省略―

別表第 19

溶媒抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法

ここで対象とする項目は、ホルムアルデヒドである。

別表第 25

パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法

ここで対象とする項目は、ジェオスミン及び２‐メチルイソボルネオールである。

１　試薬

⑴・⑵　（略）

⑶　チオ硫酸ナトリウム溶液（0.3w/V%）

―以下　省略―

別表第 26

ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析法

ここで対象とする項目は、ジェオスミン及び２‐メチルイソボルネオールである。

１　試薬

⑴・⑵　（略）

⑶　チオ硫酸ナトリウム溶液（0.3w/V%）

―以下　省略―

別表第 27

固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法

ここで対象とする項目は、ジェオスミン及び２ーメチルイソボルネオールである。

１　試薬

⑴～⑶　（略）

⑷　メチルアルコール

―以下　省略―

別表第 27 の２

固相マイクロ抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法

ここで対象とする項目は、ジェオスミン及び２‐メチルイソボルネオールである。

１　試薬

⑴・⑵　（略）

⑶　塩化ナトリウム

⑷　メチルアルコール

―以下　省略―

別表第 28

固相抽出ー吸光光度法

ここで対象とする項目は、非イオン界面活性剤である。

１　試薬

⑶ ⑵　（略）

⑶　チオ硫酸ナトリウム溶液（0.3w/v%）

―以下　省略―

別表第 28 の２

固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法

ここで対象とする項目は、非イオン界面活性剤である。

１　試薬

⑶ ⑵　（略）

⑶　チオ硫酸ナトリウム溶液（0.3w/v%）

⑷　メチルアルコール

―以下　省略―
別表第 29
　固相抽出―誘導体化―ガスクロマトグラフ―質量分析法
　　ここで対象とする項目は、フェノール類である。
１　試薬
　⑸ ⑸（略）
　⑹　　チオ硫酸ナトリウム溶液（0.3w/v%）
―以下　省略―
別表第 29 の２
　固相抽出―液体クロマトグラフ―質量分析法
　　ここで対象とする項目は、フェノール類である。
１　試薬
　⑺ ⑸（略）
　⑻　　チオ硫酸ナトリウム溶液（0.3vw/%）
　⑺　メチルアルコール
****
［6］*消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則等の一部改正*
◇消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（総務省令第 28 号）
　　［官報］　令和４年３月 31 日　特別号外　第 37 号　255～257 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331t00037/20220331t000370255f.html
あらまし
◇消防法施行令の一部を改正する政令（政令第134号）（総務省）
１　消防法施行令別表第一（十五）項に掲げる防火対象物で、総務省令で定めるものについて、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関し特例を定めることができることとした。（第三一条第二項関係）
２　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

○総務省令第 28 号
　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十一条第二項第一号及び第二号並びに第三十六条の五並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三十四条の規定に基づき、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。
　　令和４年３月 31 日　　総務大臣　　金子　恭之
　　消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令
　（消防法施行規則の一部改正）
第一条　消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。
　　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（畜舎等に係る基準の特例） 第三十二条の三　令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる要件を満たす畜舎等（畜舎（家畜の飼養の用供する施設をいう。）、堆肥舎（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設であって、そ管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一で	［新設］

あるものに限る。及び関連施設（搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設であって、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。）をいう。以下同じ。）とする。 一　防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。 二　周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。 ２　前項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。 一　前項の畜舎等のうち、畜産経営に関する執務又は飼料、敷料若しくは農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分（次号において「畜産経営の用に供する部分」という。）の床面積の合計が千平方メートル以上（無窓階（令第十条第一項第五号に規定する無窓階をいう。以下同じ。）にあっては、三百平方メートル以上）のもの令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条から令第二十二条まで、令第二十六条（無窓階以外の階にあっては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定 二　前項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上（第五条の三に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階にあっては、二十人以上）　のもの（前号に掲げるものを除く。）　令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二条、令第二十四条、令第二十六条（無窓階以外の階にあっては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定三 前項の畜舎等のうち、前二号に掲げるもの以外のもの令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二条、令第二十六条（無窓階以外の階にあっては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定 ３　第一項の畜舎等に対する令第二十七条第一項第一号及び第二項並びに第六条第六項第一号、第二十四条第五号ニ、第二十五条の二第二項第一号ハ並びに第二十八条の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの規定の適用については、令第二十七条第一項第一号及び第二項中「準耐火建築物」	

とあるのは「準耐火建築物又は延焼のおそれが少ないものとして消防庁長官が定める構造を有する建築物」と、第六条第六項第一号、第二十四条第五号ニ、第二十五条の二第二項第一号ハ並びに第二十八条の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロ中「各部分」とあるのは「各部分（消防庁長官が定める部分を除く。）」とする。 ４　第一項の畜舎等の二以上の部分が渡り廊下その他これに類する部分のみで接続されている場合において、延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するときは、当該畜舎等の二以上の部分に係る令第二十七条の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすものとする。 （防火対象物の道路の用に供される部分に係る基準の特例） **第三十三条**　令第三十一条第二項第二号の総務省令で定める防火対象物の道路の用に供される部分は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。 ［一・二　略］ ［２　略］ （免状の書換えの申請書の様式等） **第三十三条の六**　令第三十六条の五に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第一号の四の申請書によって行なわなければならない。 ［２　略］ ３ 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽（第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。 ［４　略］	（防火対象物の道路の用に供される部分に係る基準の特例） **第三十三条**　令第三十一条第二項の総務省令で定める防火対象物の道路の用に供される部分は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。 ［一・二　略］ ［２　略］ （免状の書換えの申請書の様式等） **第三十三条の六**　令第三十六条の五に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第一号の四の申請書によって行なわなければならない。 ［２　略］ ３ 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽（第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。 ［４　略］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第二条　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（免状の書換えの申請書の様式） **第五十二条**　令第三十四条に規定する免状の書換えの申	（免状の書換えの申請書の様式） **第五十二条**　令第三十四条に規定する免状の書換えの申

請は、別記様式第二十三の申請書によって行わなければならない。 ２ 令第三十四条の総務省令で定める添付書類は、次の各号に掲げる書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。 一　第五十一条第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき書換えの申請前六月以内に撮影した写真（正面、無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものをいう。第五十三条及び第五十七条において同じ。） ［二　略］ ［３　略］	請は、別記様式第二十三の申請書によつて行わなければならない。 ２ 令第三十四条の総務省令で定める添付書類は、次の各号に掲げる書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。 一　第五十一条第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき書換えの申請前六月以内に撮影した写真（正面、無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものをいう。第五十三条及び第五十七条において同じ。） ［二　略］ ［３　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

◇畜舎等に係る基準の特例の細目を定める件（消防庁告示第２号）

［官報］ 令和４年３月 31 日　特別号外　第 37 号　322～323 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331t00037/20220331t000370322f.html

○消防庁告示第２号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十二条の三第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項の規定に基づき、畜舎等に係る基準の特例の細目を次のように定める。

令和４年３月 31 日　　消防庁長官　　内藤　尚志

第一　趣旨

この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第三十二条の三第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項に規定する畜舎等に係る基準の特例の細目を定めるものとする。

第二　特例を適用する畜舎等

一　規則第三十二条の三第一項第一号の防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

㈠　階数が一であること。ただし、延べ面積が三千平方メートル以下であり、かつ、次に掲げる要件を満たす場合は、階数を二とすることができる。

イ　二階部分が次に掲げる要件を満たすこと。

(ｲ)　直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口をあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

(ﾛ)　あらゆる部分から罔の出入口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ロ　延べ面積が千五百平方メートルを超える場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(ｲ)　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十条第一項第五号に規定する無窓階が存しないこと。

(ﾛ)　直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口が二以上設けられており、各階のあらゆる部分から二以上の異なった経路によりこれらの出入口のうちの二以上のものに到達しうること。

㈡　居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）

が存する場合は、当該居室が畜産経営の用に供されるもの（畜産経営に関する執務又は飼料、敷料若しくは農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供するものをいう。）であって、次のイからニまでに掲げる要件を満たすものであること。

イ　次に掲げる部分が存しないこと。

(ｲ)　不特定又は多数の者が利用する部分

(ﾛ)　仮眠その他の就寝の用に供する部分

(ﾊ)　多量の火気を使用する部分

ロ　居室の床面積の合計が延べ面積の二分の一未満であること。

ハ　次に掲げる構造を有するものであること。

(ｲ)　直接地上へ通ずる出入口を当該居室のあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別できるものであること。

(ﾛ)　当該居室のあらゆる部分から罔の出入口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ニ　当該居室の管理について権原を有する者が畜舎等の管理について権原を有する者と同一であること。

二　規則第三十二条の三第一項第二号の周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

㈠　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域又は同法第八条第一項第一号に規定する用途地域以外の地域に存するものであること。

㈡　畜舎等の周囲六メートル以内に建築物又は工作物が存しないものであること。ただし、当該建築物又は工作物が次のいずれかの要件を満たす場合は、この限りでない。

イ　不燃材料で造られたものであること。

ロ　内部に人が立ち入ることのできない構造となっているものであること。

第三　畜舎等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目

一　規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の令第二十七条第一項第一号及び第二項の消防庁長官が定める構造は、次のとおりとする。

㈠　木造以外の平屋建てであること。

㈡　高さが十六メートルを超えるものでないこと。

二　規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の規則第六条第六項第一号の消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分とする。

三　規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の規則第二十四条第五号二及び第二十五条の二第二項第一号八の消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養の用に供する部分（当該部分に面する通路の用に供する部分を含む。）とする。

四　規則第三十二条の三第三項の規定による読み替え後の規則第二十八条の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの消防庁長官が定める部分は、次に定める構造を有する畜舎等のうち、常時人が立ち入らない部分とする。

㈠　直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口が二以上設けられており、各階のあらゆる部分から二以上の異なった経路によりこれらの出入口のうちの二以上のものに到達しうること。

㈡　畜舎等のあらゆる部分から日の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

五　規則第三十二条の三第四項の延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

㈠　渡り廊下その他これに類する部分（以下「接続部分」という。）のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも次に定める構造を有するものであること。

イ　主要構造部の全部又は一部に木材：フラスチックその他の可燃材料を用いたものでないこと。

ロ　高さが十六メートルを超えるものでないこと。

㈡　接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分の相互間の距離が六メートルを超えるものであること。

㈢　接続部分が次のイからホまでの要件を満たすものであること。

イ　不燃材料で造られたものであること。

ロ　直接外気に開放されているもの又は次の要件を満たす排煙口を設けたものであること。ただし、煙が滞留するおそれがない場合は、この限りでない。

(ｲ)　直接外気に接し、常時開放されたものであること。

(ﾛ)　屋根又はこれに類する部分に設けられたものであること。

(ﾊ)　接続部分の長辺の三分の一以上の幅で高さＩメートル以上であること。

ハ　接続部分と畜舎等の二以上の部分との間に不燃材料で造った間仕切壁又は規則第三十条第一号イに規定する防煙壁を設けること。ただし、煙が流入するおそれがない場合は、この限りでない。

ニ　通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態にあるものであること。

ホ　直径一メートル以上の円か内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ七十五センチメートル及び一・ニメートル以上の開口部で、規則第五条の三第二項各号に適合するもの（以下「消防活動上有効な開口部」という。）を有すること。ただし、接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも消防活動上有効な開口部を二以上有し、かつ、直径五十センチメートル以上の円か内接することができる開口部（規則第五条の三第二項各号に適合するものに限る。）の面積の合計が当該部分の床面積の三十分の一を超えるものである場合には、この限りでない。

附　則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

****

[7] ***健康安全***

◇学校環境衛生基準の一部を改正する件（文部科学省告示第 60 号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 71 号　92 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710092f.html

○文部科学省告示第 60 号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和４年３月 31 日　　文部科学大臣　　末松　信介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
学校環境衛生基準
第１　教室等の環境に係る学校環境衛生基準
１　教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。
<table>
<tr><th colspan="2">検査項目</th><th>基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">換気及び保温等</td><td>⑴　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>⑵　温度</td><td><u>18℃</u>以上、28℃以下であることが望ましい。</td></tr>
<tr><td>⑶～⑸　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>⑹　一酸化炭素</td><td><u>6ppm</u>以下であること。</td></tr>
</table>
</td><td>
学校環境衛生基準
第１　教室等の環境に係る学校環境衛生基準
１　教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。
<table>
<tr><th colspan="2">検査項目</th><th>基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="4">換気及び保温等</td><td>⑴　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>⑵　温度</td><td><u>17℃</u>以上、28℃以下であることが望ましい。</td></tr>
<tr><td>⑶～⑸　［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>⑹　一酸化炭素</td><td><u>10ppm</u>以下であること。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	(7)～(9)　［略］	［略］
［略］		

第２～第４　［略］

第５　日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

１　学校環境衛生の維持を図るため、第１から第４に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目		基　準
教室等の環境	(1)　［略］	［略］
	(2)　温度	18℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	(3)～(4)　［略］	［略］
［略］		

２　［略］

第６　［略］

	(7)～(9)　［略］	［略］
［略］		

第２～第４　［略］

第５　日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

１　学校環境衛生の維持を図るため、第１から第４に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目		基　準
教室等の環境	(1)　［略］	［略］
	(2)　温度	17℃以上、28℃以下であることが望ましい。
	(3)～(4)　［略］	［略］
［略］		

２　［略］

第６　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

◇健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 60 号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 70 号　229～235 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700229f.html

---

◇健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 64 号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 70 号　244～247 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700244f.html

****

［8］*医薬品等*

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 65 号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 70 号　247～248 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700247f.html

○厚生労働省令第 65 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第九条の四第一項及び第二十五条第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年３月 31 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

「「「

２　法第九条の四第一項の薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。この場合において、前項第一号中「設備がある場所」とあるのは、「設備がある場所（次項第一号に規定するオンライン服薬指導を行う場合にあつては、当該薬局内の場所）」とする。

一　薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、当該薬剤を使用しようとする者の求めに応じて、この項に定める方法により行われる法第九条の四第一項の規定による情報の提供及び指導（以下この号及び次号において「オンライン服薬指導」という。）を行わせる場合であつて、当該薬剤師が、当該オンライン服薬指導を行うことが困難な事情の有無を確認した上で、当該オンライン服薬指導を行うことができるとその都度責をもつて判断するときに行われること。

二　次に掲げる事項について、薬剤を使用しようとする者に対して明らかにした上で行われること。

イ　情報通信に係る障害が発生した場合における当該障害の程度、服用に当たり複雑な操作が必要な薬剤を当該薬剤を使用しようとする者に対してはじめて処方する場合における当該者の当該薬剤に関する理解の程度等のオンライン服薬指導を行うことの可否についての判断の基礎となる事項

ロ　オンライン服薬指導に係る情報の漏えい等の危険に関する事項

（削る）　ハ

（削る）　ニ

（削る）　ホ

（削る）三

３～５　（略）

（卸売販売業における医薬品の販売等の相手方）

第百三十八条　法第二十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一～六（略）

七　滅菌消毒（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の九第一項に規定する滅菌消毒をいう。以下同じ。）の業務を行う事業者であつて滅菌消毒の業務に滅菌消毒用医薬品その他の医薬品を使用するもの

八～十五　（略）

⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◇令和四年度の血液製剤の安定供給に関する計画を定める件（厚生労働省告示第 127 号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 71 号　119～121 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710119f.html

---

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 152 号）

［官報］　令和４年４月１日　号外　第 73 号　119～120 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220401/20220401g00073/20220401g000730119f.html

○厚生労働省告示第 152 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月三日から適用する。

令和４年４月１日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 ⑴～⑹　（略） （削る） ⑺～⑽　（略） 二　　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 ⑴～⑹　（略） ⑺　チェストベリー乾燥エキス ⑻～⑽　（略） 二　　（略）

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（厚生労働省告示第 153 号）

［官報］　令和４年４月１日　号外　第 73 号　120 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220401/20220401g00073/20220401g000730120f.html

○厚生労働省告示第 153 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月三日から適用する。

令和４年４月１日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

別表

一般名	適用日
（削る）	（削る）
（略）	（略）
（略）	（略）
チェストベリー乾燥エキス	令和四年四月三日

改　正　前

別表

一般名	適用日
ロラタジン	令和三年一月十六日
（略）	（略）
フルニソリド	令和三年十二月十九日
（新設）	（新設）

****

［9］*医療法改正*

◇医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療（厚生労働省告示第 112 号）

［官報］　令和４年３月 31 日　本紙　第 705 号　4～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331h00705/20220331h007050004f.html

---

◇医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 58 号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 70 号　215～217 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700215f.html

○厚生労働省令第 58 号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十二条（同法第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年３月 31 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

―改正条文の見出しのみ―

（事業報告書等の届出等）

（医療法人の計算に関する規定の準用）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三十三条の二の十二第二項の改正規定（「届け出られた書類について」の下に「、インターネットの利用その他適切な方法により」を加える部分に限る。）は、令和五年四月一日から施行する。

◇医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 63 号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 70 号　243～244 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700243f.html

○厚生労働省令第 63 号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十三条第一項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年３月 31 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

改　正　後	改　正　前
（エックス線装置の防護） **第三十条**　エックス線装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。 一　エックス線管の容器及び照射筒は、利用線錐以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気力Ｉマ率」という。）になるようにしやへいすること。 イ・ロ（略） ハ　定格管電圧が百二十五キロボルト以下の手持ち撮影を意図しない口内法撮影用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点からＩメートルの距離において、〇・二五ミリグレイ毎時以下 ニ　定格管電圧が百二十五キロボルト以下の手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置にあつては、装置表面において、〇・〇五ミリプレイ毎時以下 ホ　イからニまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、一・〇ミリプレイ毎時以下 へ　（略） 二　（略）	（エックス線装置の防護） **第三十条**　エックス線装置は、次に掲げる障害防止の方法を講じたものでなければならない。 一　エックス線管の容器及び照射筒は、利用線錐以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気力Ｉマ率」という。）になるようにしやへいすること。 イ・ロ（略） ハ　定格管電圧が百二十五キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点からＩメートルの距離において、〇・二五ミリグレイ毎時以下 （新設） ニ　イからハまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、一・〇ミリプレイ毎時以下 ホ　（略） 二　（略）

２　（略） ３　撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。）は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法（ＣＴエックス線装置にあつては第一号に掲げるものを、骨塩定量分析エックス線装置にあつては第二号に掲げるものを除く。）を講じたものでなければならない。 一・二（略） 三　移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置にあつては、エックス線管焦点及び患者からニメートル以上離れた位置において操作できる構造とすること。 四　携帯型エックス線装置のうち、手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置にあつては、公称管電圧七十キロボルトで〇・二五ミリメートル鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造を備えること。 ４・５　（略）	２　（略） ３　撮影用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。）は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる障害防止の方法（ＣＴエックス線装置にあつては第一号に掲げるものを、骨塩定量分析エックス線装置にあつては第二号に掲げるものを除く。）を講じたものでなければならない。 一・二（略） 三　移動型及び携帯型エックス線装置及び手術中に使用するエックス線装置にあつては、エックス線管焦点及び患者からニメートル以上離れた位置において操作できる構造とすること。 （新設） ４・５　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に病院又は診療所に備えられているエックス線装置に対するこの省令による改正後の医療法施行規則第三十条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

２　前項の規定は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第六条第一項第四号及び第四十五条第四項第四号において医療法施行規則第三十条の規定を準用する場合について準用する。

◇医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 68 号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 70 号　251～254 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700251f.html

〇厚生労働省令第 68 号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三の二第二項、第三十条の十三第一項、第三十条の十八の二第一項、第三十条の十八の三第一項並びに同法第三十条の十八の二第三項及び第三十条の十八の三第二項において準用する同法第三十条の十三第四項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年３月 31 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

―改正条文の見出しのみ―

（厚生労働大臣による情報提供の求め）

（病床機能報告の方法）

（病床機能報告の公表）

（外来機能報告の方法）

（法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療）

（法第三十条の十八の二第一項第三号及び法第三十条の十八の三第一項第三号の厚生労働省令で定める事項）

（外来機能報告の公表）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

◇医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 130 号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 71 号　136～143 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710136f.html

---

◇医療法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第 75 号）

［官報］　令和４年４月１日　号外　第 73 号　31～34 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220401/20220401g00073/20220401g000730031f.html

○厚生労働省令第 75 号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十七条及び第二十三条第一項の規定に基づき、医療法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年４月１日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

医療法施行規則等の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

「改正後」

第十六条　法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く。）には適用しない。

一　（略）

二　病室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、<u>第三十条の十二第一項に規定する放射線治療病室</u>にあっては、地階に、主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）とする場合は、第三階以上に設けることができる。

二の二～十六　　（略）

２　（略）

（法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合）

第二十四条　法第十五条第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～七　（略）

八　病院又は診療所に、密封されていない放射性同位元素であって陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いるもののうち、次に掲げるもの（以下「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」という。）を備えようとする場合

イ・ロ　　（略）　　―

ハ　第一条の十一第二項第二号八巾に規定するもの<u>又は薬物</u>のうち、次に掲げるもの

⑴～⑷　（略）

ニ　（略）

八の二～十三　（略）

（放射線治療病室）

第三十条の十二　診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診

療用放射性同位元素により治療を受けている患者を入院させる病室（以下「放射線治療病室」という。）の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一　画壁等の外側の実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要なしやへい物を設けること。ただし、その外側が、人が通行し、若しくは停在することのない場所であるか又は放射線治療病室（次項に規定する特別措置病室を除く。第三十条の十四の表の診療用放射線照射器具の使用の項の下欄及び第三十条の三十三において同じ。）である画壁等については、この限りでない。

二　（略）

三　第三十条の八第六号から第八号までに定めるところに適合すること。ただし、第三十条の八第八号の規定は、次項第四号に掲げる措置を講じた放射線治療病室及び診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる放射線治療病室については、適用しない。

２　放射線治療病室のうち、次の各号に掲げる措置を講じて前項各号列記以外の部分に規定する患者を入院させるもの（以下「特別措置病室」という。）については前項の規定を適用しない。

一　前項第一号の規定に準ずる措置を講ずること。

二　出入口の付近に人がみだりに立ち入らないようにするための注意事項を掲示すること。

三　内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面を、放射性同位元素による汚染を除去しやすいもので覆うこと。

四　出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び作業衣を備えること。ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを入院させる特別措置病室については、この限りでない。

（使用の場所等の制限）

第三十条の十四　病院又は診療所の管理者は、次の表の上欄に掲げる業務を、それぞれ同表の中欄に掲げる室若しくは施設において行い、又は同欄に掲げる器具を用いて行わなければならない。ただし、次の表の下欄に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。

（略）	（略）	（略）
診療用放射性同位元素の使用	診療用放射性同位元素使用室	手術室において一時的に使用する場合、
（略）	（略）	（略）

第三十条の十五　病院又は診療所の管理者は、診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具を持続的に体内に挿入して治療を受けている患者又は診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を放射線治療病室以外の病室に入院させてはならない。ただし、緊急やむを得ない場合であって、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた場合にあっては、この限りでない。

２　病院又は診療所の管理者は、放射線治療病室に、前項に規定する患者以外の患者を入院させてはならない。ただし、特別措置病室にあっては、前項に規定する患者を入院させ、当該患者が退院した後、次に掲げる措置を講じた場合に限り、前項に規定する患者以外の患者を入院させることができる。

一　空気中の放射性同位元素の濃度については、三月間についての平均濃度が第三十条の二十六第二項に規定する濃度の十分の一以下とすること。

二　放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、第三十条の二十六第六項に規定する密度の十分の一以下とすること。

（記帳）

第三十条の二十三　（略）

２　病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の入手、使用及び廃棄並びに放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に関し、次に掲げる事項を記載し、これを一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

一～三　（略）

四　入手、使用又は廃棄に係る医療用放射性汚染物の種類及びベクレル単位をもって表わした数量
五　　（略）
３　病院又は診療所の管理者は、帳簿を備え、特別措置病室の使用に関し、次に掲げる事項を記載し、これを一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。
一　第三十条の十二第一項各号列記以外の部分に規定する患者が特別措置病室に入院した年月
二　当該患者が当該特別措置病室から退院した年月日
三　当該患者が当該特別措置病室から退院した後、第三十条の十五第二項に規定する措置を講じた年月日及び当該措置の内容

⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋⌋

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）
第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）　の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

⌈⌈⌈

らないこととした。（第五六条関係）

３　この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

酒税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和４年３月 31 日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第 140 号

酒税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第九号、第二十九条第二項及び第五十条第一項第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号中「合成着色料」を「着色料」に改める。

第三十六条に次の一項を加える。

３　第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含むものとする。第五十六条第三項を次のように改める。

３　法第五十条第一項第七号に規定する政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　第三条の二第二項の規定に該当する連続式蒸留焼酎又は第四条の二第四項の規定に該当する単式蒸留焼酎を製造しようとするとき。

二　木製の容器に貯蔵したアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎を含むアルコール又は連続式蒸留焼酎若しくは単式蒸留焼酎を当該酒類の製造場から移出しようとするとき。

三　香味、色沢その他の性状がウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを当該酒類の製造場から移出しようとするとき（酒類製造者が、当該スピリッツについて専らウイスキー又はブランデーに用いるものと同様の表示、広告その他これらに類する行為をしている場合に限るものとし、法第五十条第一項第四号又は前号に該当する場合を除く。）。

四　その他財務省令で定めるとき。

附　則

（施行期日）

１ この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第五十六条第三項の改正規定及び附則第三項の規定は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の酒税法施行令（以下「新令」という。）第三十六条第三項の規定は、この政令の施行の日以後に酒税法第二十九条第一項に規定する酒類製造者が輸出する目的で酒類（酒税法施行令第一条第一項に規定する酒類をいう。以下同じ。）の製造場から移出する酒類に係る酒税法施行令第三十六条第一項第一号の規定による帳簿への記載について適用する。

３ 新令第五十六条第三項の規定は、令和五年四月一日以後に酒類の製造場から移出されるスピリッツ（酒税法第三条第二十号に規定するスピリッツをいう。以下同じ。）について適用し、同日前に酒類の製造場から移出されたスピリッツについては、なお従前の例による。

財務大臣　　鈴木　俊一

内閣総理大臣　　岸田　文雄

◇酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 151 号）

［官報］　令和４年３月 31 日　特別号外　第 37 号　190 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331t00037/20220331t000370190f.html

あらまし

◇酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第151号）（財務省）

１　酒類製造者等が遵守すべき基準を定めることができる酒類の表示に関する事項について、所要の規定の整理を行うこととした。（第八条の四関係）
２ この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
御　名　　御　璽
令和４年３月31日　　内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第百151号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第三号中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

財務大臣　　鈴木　俊一
内閣総理大臣　　岸田　文雄

◇酒類の公正な取引に関する基準を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第11号）
［官報］　令和４年３月31日　号外　第70号　877頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700877f.html

---

◇みその日本農林規格を制定する件（農林水産省告示第659号）
［官報］　令和４年３月31日　号外　第71号　194頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710194f.html

---

◇みそについての生産行程管理者の認証の技術的基準を制定する件（農林水産省告示第664号）
［官報］　令和４年３月31日　号外　第71号　194頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710194f.html

---

◇みその生産行程についての検査方法を制定する件（農林水産省告示第665号）
［官報］　令和４年３月31日　号外　第71号　194頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710194f.html

---

◇みそについての小分け業者の認証の技術的基準を制定する件（農林水産省告示第666号）
［官報］　令和４年３月31日　号外　第71号　194頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710194f.html

---

◇魚類の鮮度（Ｋ値）試験方法－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格を制定する件（農林水産省告示第660号）
［官報］　令和４年３月31日　号外　第71号　194頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710194f.html

---

◇りんごジュース中のプロシアニジン類の定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格を制定する件（農林水産省告示第661号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 71 号　194 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710194f.html

---

◇飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件（農林水産省告示第 663 号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 71 号　194 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710194f.html

---

◇たばこ税法施行令の一部を改正する政令（政令第 141 号）

［官報］　令和４年３月 31 日　特別号外　第 37 号　148 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331t00037/20220331t000370148f.html

****

[11] ***容器包装***

◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第１号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 70 号　97～99 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700097f.html

---

◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第３号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 71 号　74～75 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710074f.html

---

◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第４号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 71 号　75～77 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710075f.html

---

◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第５号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 71 号　78～80 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710078f.html

---

◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第６号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 71 号　80～83 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710080f.html

---

◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第７号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 71 号　83 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710083f.html

---

◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（経済産業省・環境省告示第５号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 71 号　195～197 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710195f.html

****

[12] *温暖化対策関係*

◇「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係省令の整備について ．

＜環境省　2022年4月1日＞　http://www.env.go.jp/press/110849.html

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が本日全面施行されることに伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令、地球温暖化対策の推進に関する法律第64条第４項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令が本日から施行されますのでお知らせします。

また、令和３年12月から令和４年２月にかけて実施した地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（仮称）、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令案（仮称）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果についても併せてお知らせします。

１．経緯.

第204回通常国会において成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和３年法律第54号。以下「改正法」という。）の施行に伴う、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の関係省令について所要の整備を行うものです。

２．概要

省令の主な内容は次の通りです。詳細は別添１、２、３を御参照ください。

（１）地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

改正法の施行に伴い、並びに改正法による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第６項及び７項の規定に基づき、制定するもの。

・促進区域の設定に関する環境省令で定める基準
・促進区域の設定に関する都道府県の基準の定め方
・改正法に伴う条ずれに係る規定の整理その他所要の改正

（２）地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令.

改正法による法第２条第６項、第22条の２第１項、第２項第９号、第３項第３号及び第17項並びに第22条の３第１項の規定に基づき、並びに法を実施するため、制定するもの。

・地域脱炭素化促進施設
・地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請
・地域脱炭素化促進事業計画の記載事項
・地域脱炭素化促進事業計画の認定基準
・地域脱炭素化促進事業計画に係る情報の公表
・地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請
・地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更

（３）地球温暖化対策の推進に関する法律第64条第４項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令

改正法による法第64条第４項の規定に基づき、制定するもの。

３．施行期日　　令和４年４月１日

４．意見募集（パブリックコメント）の実施結果　　―省略―

◇温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省・環境省令第３号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 70 号　749～750 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700749f.html

〇環境省 経済産業省令第３号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十九条第一項及び第三項並びに第三十二条

第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年３月 31 日　　経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壯

温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令

温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令（平成十八年驚付顰第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改　正　後	改　正　前
（報告事項のファイルへの記録及び公表の方法） **第二条**　（略） ２　法第二十九条第一項の規定による公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する士法により行うものとする。 ３　第四条の二の規定にかかわらず、環境大臣及び経済産業大臣は、法第二十六条第一項の規による報告を行った特定排出者の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、作第二十九条第一項の規定によりファイルに記録された事項を同条第三項の規定による公表以前に公表することができる。	（報告事項のファイルへの記録及び公表の方法） **第二条**　（略） （新規） （新規）
第三条　削除	（報告事項の通知の方法） **第三条**　法第二十九条第二項の規定による通知は、同条第一項の規定により当該年度にファイルに記録された事項のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを磁気ディスクに複写したものの交付により行うものとする。
（温室効果ガス算定排出量の集計の方法） **第四条**　法第二十九条第二項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、法第二十八条第四項の規定により通知された同条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって特定事業所排出者に係るものについては企業その他の事業者（国及び地方公共団体を含む。以下同じ。）及び業種ごとに、令第六条に掲げる事業所に係るものについては都道府県ごとに集計することによって行うものとする。 ２　法第二十九条第二項の規定による特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、法第二十八条第四項の規定により通知された同条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって令第五条第二号及び第六号から第九号までに掲げる者に係るもの並びに当該集計した結果に	（温室効果ガス算定排出量の集計の方法） **第四条**　法第二十九条第三項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、法第二十八条第四項の規定により通知された同条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって特定事業所排出者に係るものについては企業その他の事業者（国及び地方公共団体を含む。以下同じ。）及び業種ごとに、令第六条に掲げる事業所に係るものについては都道府県ごとに集計することによって行うものとする。 ２　法第二十九条第三項の規定による特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、法第二十八条第四項の規定により通知された同条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって令第五条第二号及び第六号から第九号までに掲げる者に係るもの並びに当該集計した結果に

係る温室効果ガス算定排出量であって令第五条第三号から第五号までに掲げる者に係るものについて、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。 一・二　（略） （温室効果ガス算定排出量を集計した結果の公表の方法） **第四条の二**　法第二十九条第三項の規定による公表は、同条第一項の規定による公表と一体的に行うものとする。 **第四条の三**　（略） （温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報の公表の方法） **第六条**　法第三十二条第三項の規定による公表は、同条第一項の規定により情報を提供した特定排出者の当該公表についての同意の下に、法第二十九条第一項の規定による公表と一体的に行うものとする。	係る温室効果ガス算定排出量であって令第五条第三号から第五号までに掲げる者に係るものについて、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。 一・二　（略） （温室効果ガス算定排出量を集計した結果の公表の方法） （新規） **第四条の二**　（略） （温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報の公表の方法） **第六条**　法第三十二条第四項の規定による通知は、同条第三項の規定により当該年度にファイルに記録された情報のうち、事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを磁気ディスクに複写したものの交付により、法第二十九条第二項の規定による通知と一体的に行うものとする。 ２　法第三十二条第五項の規定による通知及び公表は、同条第一項の規定により情報を提供した特定排出者の当該通知及び公表についての同意の下に、法第二十九条第四項の規定による通知及び公表と一体的に行うものとする。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

◇<u>地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 14 号）</u>

［官報］　令和４年４月１日　号外　第 73 号　51～53 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220401/20220401g00073/20220401g000730051f.html

○環境省令第 14 号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第六項及び第七項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年４月１日　　環境大臣　　山口　　壮

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則(平成十一年総理府令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。)」を「及び市町村（法第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画（以下単に「地方公共団体実行計画」という。）において、同条第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次条第一項及び第五条において同じ。)」に、「同項に規定する地方公共団体実行計画（以下単に「地方公共団体実行計画」という。)」を「地方公共団体実行計画」に改め、同項第二号中「事業者」を「地域脱炭素化促進事業（法第二条第六項に規定する地域脱炭素化促進事業をいう。以下同じ。）を行うと見込まれる者その他の事業者」に改める。

第三条第一項中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第四条中「第二十一条第十項」を「第二十一条第十五項」に改める。

第五条中「指定都市等」を「市町村」に、「第二十一条第十一項」を「第二十一条第十六項」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（促進区域の設定に関する環境省令で定める基準）

第五条の二　法第二十一条第六項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　促進区域（法第二十一条第五項第二号に規定する促進区域をいう。以下同じ。）に次に掲げる区域が含まれないこと。

イ　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域

ロ　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定により指定された特別保護地区、同法第二十二条第一項の規定により指定された海域公園地区及び自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第九条の十二第一号に規定する第一種特別地域（第一種特別地域にあっては、地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く。）

ハ　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区（国指定鳥獣保護区（同法第二十八条の二第一項に規定する国指定鳥獣保護区をいう。）に係るものに限る。）

ニ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号。以下「種の保存法」という。）第三十七条第一項の規定により指定された管理地区

二　促進区域に次に掲げる区域が含まれる場合にあっては、当該促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設（法第二条第六項に規定する地域脱炭素化促進施設をいう。以下同じ。）の種類、規模その他の事項に応じ、当該地域脱炭素化促進施設の整備により次に掲げる区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、当該おそれがないと認められること、又は地方公共団体実行計画に法第二十一条第五項第五号イに掲げる事項として当該支障を回避するために必要な措置を定めること。

イ　自然公園法第二条第二号に規定する国立公園又は同条第三号に規定する国定公園の区域のうち、前号ロ以外のもの

ロ　種の保存法第三十九条第一項に規定する監視地区

ハ　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された砂防指定地

ニ　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域

ホ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

ヘ　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林（同法第二十五条第一項第七号及び第九号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く。）

三　促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じ、当該地域脱炭素化促進施設の整備により次に掲げる環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、当該おそれがないと認められること、又は地方公共団体実行計画に法第二十一条第五項第五号イに掲げる事項として当該支障を回避するために必要な措置を定めること。

イ　種の保存法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種の生息・生育への支障

ロ　騒音その他生活環境への支障２　促進区域は、環境に影響を及ぼすおそれが少ないと見込まれる場所から定めることを旨とするものとする。

（促進区域の設定に関する都道府県の基準の定め方）

第五条の三　法第二十一条第六項に規定する都道府県の基準（以下「都道府県基準」という。）は、次条から第五条の六までに定めるところにより、定めるものとする。

第五条の四　都道府県基準は、次に掲げる事項を旨として定めるものとする。

一　地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものであること。

二　当該都道府県が策定する地方公共団体実行計画に掲げる目標との整合が図られるものであること。

三　太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの種類ごとの潜在的な利用可能性を踏まえたものであること。

四　国又は地方公共団体等が有する情報及び専門家等からの聴取等により得られる客観的かつ科学的な知見に基づくものであること。

2　都道府県基準は、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに次に掲げる事項を定めるものとする。ただし、第五条の六第一項の検討の結果、定めることを要しないと認められる事項については、この限りでない。

一　地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

二　環境配慮事項（地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項をいう。以下同じ。）のうち、市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（以下「考慮対象事項」という。）、当該考慮対象事項ごとの地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方（地域の環境の保全のための取組であって、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。）並びに当該考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集の方法

3　都道府県は、前項各号に掲げる事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第一の第二欄及び第三欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について、その規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘案して検討し、その結果、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から前項各号に掲げる事項のうち一部のものについて考慮を要しないと認められるものを定めることができる。この場合において、当該都道府県は、当該地域脱炭素化促進施設に係る都道府県基準として、前項各号に掲げる事項のうち必要なもの（以下「特例事項」という。）を定めることができる。

4　前項の地域脱炭素化促進施設及び特例事項は、第五条の六に定めるところに準じて検討し、その結果に基づいて定めるものとする。

5　都道府県は、第三項の規定により特例事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法施行令別表第一の第二欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について、その規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘案して検討し、その結果、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から第二項各号に掲げる事項の考慮を要しないと認められるものを定めることができる。この場合において、当該都道府県は、当該地域脱炭素化促進施設に係る都道府県基準として、第五条の二各号に掲げる事項を定めるものとする。

6　前項の地域脱炭素化促進施設は、第五条の六に定めるところを参酌して検討し、その結果に基づいて定めるものとする。

（環境配慮事項）

第五条の五　環境配慮事項は、次の各号に掲げる地域脱炭素化促進施設の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　地域脱炭素化促進施設であって太陽光を電気に変換するもの次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項次に掲げる事項

⑴ 騒音による影響

⑵ 水の濁りによる影響

⑶ 重要な地形及び地質への影響

⑷ 土地の安定性への影響

⑸ 反射光による影響

ロ　生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項次に掲げる事項

⑴ 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響

⑵ 植物の重要な種及び重要な群落への影響

⑶ 地域を特徴づける生態系への影響

ハ　人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項次に掲げる事項⑴ 主要な眺望点及び景観資源並びに

主要な眺望景観への影響
⑵ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響　□□
二　地域脱炭素化促進施設であって風力を電気に変換するもの次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
イ　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項次に掲げる事項
⑴ 騒音による影響
⑵ 重要な地形及び地質への影響
⑶ 土地の安定性への影響
⑷ 風車の影による影響
ロ　生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項次に掲げる事項
⑴ 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
⑵ 植物の重要な種及び重要な群落への影響
⑶ 地域を特徴づける生態系への影響
ハ　人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項次に掲げる事項
⑴ 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
⑵ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
三　地域脱炭素化促進施設であって水力を電気に変換するもの次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
イ　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項次に掲げる事項
⑴ 水の汚れによる影響
⑵ 富栄養化による影響
⑶ 水の濁りによる影響
⑷ 溶存酸素量による影響
⑸ 水温による影響
ロ　生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項次に掲げる事項
⑴ 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
⑵ 植物の重要な種及び重要な群落への影響
⑶ 地域を特徴づける生態系への影響
ハ　人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項次に掲げる事項
⑴ 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
⑵ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
四　地域脱炭素化促進施設であって地熱を電気に変換するもの次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
イ　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項次に掲げる事項
⑴ 硫化水素による影響
⑵ 水の汚れによる影響
⑶ 騒音による影響
⑷ 温泉への影響
⑸ 重要な地形及び地質への影響
ロ　生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項次に掲げる事項
⑴ 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
⑵ 植物の重要な種及び重要な群落への影響
⑶ 地域を特徴づける生態系への影響ハ人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項次に掲げる事項
⑴ 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
⑵ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
五　地域脱炭素化促進施設であってバイオマスを電気に変換するもの次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ

次に定める事項

イ　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項次に掲げる事項

⑴ 大気質への影響

⑵ 騒音による影響

⑶ 悪臭による影響

ロ　生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項次に掲げる事項

⑴ 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響

⑵ 植物の重要な種及び重要な群落への影響

⑶ 地域を特徴づける生態系への影響

ハ　人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項次に掲げる事項

⑴ 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響

⑵ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

六　地域脱炭素化促進施設であって再生可能エネルギー熱供給施設であるもの地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮が必要と判断する事項

２　前項各号に掲げるもののほか、都道府県は、地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう特に考慮が必要と判断する事項について、環境配慮事項とすることができる。

（都道府県基準の検討の方法等）

第五条の六　都道府県が都道府県基準を定めるに当たっては、環境配慮事項ごとに、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう検討するものとする。

２ 前項の検討は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報その他都道府県が必要と判断するものを収集して行うものとする。

一　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち大気質への影響並びに硫化水素、騒音、悪臭、反射光及び風車の影による影響住居がまとまって存在している地域の状況及び学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設の種類

二　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち水の汚れ、富栄養化、水の濁り、溶存酸素量及び水温による影響水道原水取水地点（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第二条第三項に規定する取水地点をいう。）等の状況

三　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち温泉への影響温泉の状況

四　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち重要な地形及び地質への影響地形及び地質の状況

五　環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち土地の安定性への影響土地の形状が保持される性質の状況

六　生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する環境配慮事項のうち動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響並びに植物の重要な種及び重要な群落への影響並びに地域を特徴づける生態系への影響国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地又は生育地としての自然環境その他まとまって存在し生態系の保全上重要な自然環境の状況

七　人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する環境配慮事項のうち主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響眺望の状況及び景観資源の分布状況

八　人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する環境配慮事項のうち主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況

３ 前項の情報の収集は、次に掲げる方法により行うものとする。一国又は地方公共団体等が有する文献その他の資料（法令（条例を含む。）に基づく土地利用に関する規制等の対象となる地域の指定等の状況を示した図面等を含む。）を収集する方法二専門家等から科学的知見を聴取する方法

4 都道府県は、第一項の検討の経緯及びその内容並びに当該検討に際して参考にした資料等を適時に明らかにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報その他公になっていない情報の公開に当たっては、当該情報のうち秘匿することが必要であるものについて必要な措置を講じるものとする。

5 都道府県は、地方公共団体実行計画に定めた法第二十一条第三項第五号に掲げる目標（同項第一号に規定する施策の実施に関する目標に限る。）の達成状況及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、都道府県基準の見直しを行うものとする。

附　則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

◇温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第１号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 70 号　33～38 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700033f.html

---

◇地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 70 号　270～305 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700270f.html

---

◇調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（経済産業省・環境省告示第３号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 70 号　944～945 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700944f.html

---

◇温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第七号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量を定める件（経済産業省・環境省告示第４号）

［官報］　令和４年３月 31 日　号外　第 70 号　945 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700945f.html

****

[13] ***環境安全関係***

◇厚生労働省における環境配慮の方針に関する令和３年度の点検結果を公表します

＜厚生労働省　2022年4月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24918.html

****

[14] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇第73回**全国労働衛生週間**のスローガンの募集について

＜厚生労働省　2022年4月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/p20220401-01.html

多くの方に「労働衛生」についての意識を深めていただくために、毎年10月に行われている全国労働衛生週間のスローガンを募集します。

全国労働衛生週間とは

全国労働衛生週間は、厚生労働省と中央労働災害防止協会の主唱により、労働者の健康管理や職場環境の改善等の労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康の確保等を図ることを目的として、昭和25年から実施されており、本年で73回を迎えます。

毎年、10月１日から10月７日までを本週間として実施しています。

なお、全国労働衛生週間の実行を上げるため、９月１日から９月30日までを準備期間としています。

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）のうち、交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業の追加公募について．
＜環境省　2022年4月1日＞　http://www.env.go.jp/press/110809.html

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業）のうち、グリーンスローモビリティ導入促進事業の追加公募について
＜環境省　2022 年 4 月 1 日＞　http://www.env.go.jp/press/110807.html

****

[15] ***その他省庁発表***

◇ヒトＥＳ細胞の分配機関に関する指針及びヒトＥＳ細胞の使用に関する指針の一部を改正する告示（文部科学省告示第 62 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 31 日　号外　第 71 号　93～95 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710093f.html

---

◇ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針の一部を改正する告示（文部科学省告示第 63 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 31 日　号外　第 71 号　95～96 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710095f.html

---

◇ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一部を改正する告示（文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 31 日　号外　第 71 号　97～101 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710097f.html

---

◇ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針の一部を改正する告示（文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 31 日　号外　第 71 号　101～105 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710101f.html

---

◇ヒトＥＳ細胞の樹立に関する指針の一部を改正する告示（文部科学省・厚生労働省告示第 4 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 31 日　号外　第 71 号　105～106 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00071/20220331g000710105f.html

---

◇国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務省令第 7、8 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 31 日　号外　第 70 号　77 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220331/20220331g00070/20220331g000700077f.html

---

◇医師労働時間短縮計画作成ガイドライン及び医療機関の医師の労働時間短縮の取組に関するガイドライン（評価項目と評価基準）の公表について
＜厚生労働省　2022年4月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24850.html

****

[16] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催記録、報告、資料等]

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 研究開発及び生産・流通部会）　　3月31日
＜厚生労働省　2022年4月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_127716.html

重点感染症について

・第28回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産・流通部会　資料

持ち回り審議

＜厚生労働省　2022年4月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24992.html

重点感染症について

・第77回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第30回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　３月18日

＜厚生労働省　2022年4月1日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24714.html

****

[17] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 580 号　2022 年 3 月 30 日　から＞

〇国際

・Webinar Series on Emerging Science to Improve Chemical Safety

＜経済協力開発機構(OECD)　2022 年３月 21 日＞

https://www.oecd.org/env/ehs/testing/webinars-on-emerging-science.htm

OECD は、欧州委員会共同研究センター(JRC)と共催で、「化学物質の リスク評価をサポートする科学的証拠ベースの信頼構築およびアドバース・ アウトカム・パスウェイ(AOP)フレームワークの役割」と題する Web セミナーを 2022/03/16 に開催したが、その動画資料を掲載した。

・Per- and Polyfluoroalkyl Substances and Alternatives in Coatings, Paints and Varnishes (CPVs) [PDF]

https://www.oecd.org/chemicalsafety/portal-perfluorinated-chemicals/per-and-polyfluoroalkyl-substances-alternatives-in-coatings-paints-varnishes.pdf

OECD は、「コーティング剤、ペイント、およびワニス(CPVs)中の、ペルおよび ポリフルオロアルキル物質と代替品－商業的利用可能性と現在の使用状況」 (仮訳)と題するリスク管理に関する一連の文書 No.70 を掲載した。

・Webinar Series on Testing and Assessment Methodologies

https://www.oecd.org/env/ehs/testing/webinars-on-testing-and-assessment-methodologies.htm

OECD は、試験と評価の方法論に関する Web セミナー：生理学的動力学モデル (PBK モデル)の評価フレームワークの応用についての Web セミナーを 2022/04/06 (13：00 - 15：00 中央ヨーロッパ夏時間)に開催することを掲載した。 この Web セミナーは、PBK モデルに関する第 2 回目のもの。

・国連環境計画、海洋保護における地域海計画の重要な役割を総括　(発表日：2022/03/03)

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年３月 23 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46910&oversea=1 標記記事が掲載された。

〇欧州

・European Parliament resolution of 6 October 2021 on Commission Implementing Regulation (EU) 2021/1449 of 3 September 2021 amending Implementing Regulation (EU) No 540/2011 as regards the extension of the approval periods of the active substances 2-phenylphenol (including its salts such as the sodium salt), 8-hydroxyquinoline, amidosulfuron, bifenox, chlormequat, chlorotoluron, clofentezine, clomazone, cypermethrin, daminozide, deltamethrin, dicamba, difenoconazole, diflufenican, dimethachlor, etofenprox, fenoxaprop-P, fenpropidin, fludioxonil, flufenacet, fosthiazate, indoxacarb, lenacil, MCPA, MCPB, nicosulfuron, paraffin oils, paraffin oil, penconazole, picloram, propaquizafop, prosulfocarb, quizalofop-P-ethyl, quizalofop-P-tefuryl, sulphur, tetraconazole, tri-allate, triflusulfuron and tritosulfuron (2021/2869(RSP))

＜欧州議会 (European Parliament)　2022 年３月 24 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52021IP0409&qid=1648168292290

欧州議会は、2021/09/03 付け欧州委員会施行規則(EU) 2021/1449 に関する 2021/10/06 付けの欧州議会決議を官報公示した。施行規則(EU) 2021/1449 は 植物保護製品規則(EC) 1107/2009 に規定される執行権限を越えるもので、 予防原則を尊重しておらず EU 法と矛盾することなどから、欧州委員会に (EU) 2021/1449 を撤回し、関係するすべての物

質の有害性に関する科学的証拠を 考慮した新しい提案を提出するように要請するとしている。

・Commission Regulation (EU) 2022/477 of 24 March 2022 amending Annexes VI to X to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH)

＜欧州委員会(EC)　2022 年３月 25 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32022R0477&qid=1648418677717

欧州委員会(DG Environment)は、REACH 規則の附属書 VI～X を改正する 2022/03/24 付け欧州委員会規則(EU) 2022/477 を官報公示した。この規則は 官報公示日より 20 日後に発効し、2022/10/14 から適用される。

・Harmonised classification and labelling consultations

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年３月 21 日＞

https://www.echa.europa.eu/web/guest/harmonised-classification-and-labelling-consultation?p_p_id=viewsubstances_WAR_echarevsubstanceportlet&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&_viewsubstances_WAR_echarevsubstanceportlet_cur=1&_viewsubstances_WAR_echarevsubstanceportlet_delta=50&_viewsubstances_WAR_echarevsubstanceportlet_orderByCol=synonymDynamicField_1356&_viewsubstances_WAR_echarevsubstanceportlet_orderByType=asc

ECHA は、3 物質の欧州調和分類と表示(CLH)案に関して、2022/05/20 までの 意見募集を開始した。

・Highlights from March RAC and SEAC meetings

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年３月 22 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/highlights-from-march-rac-and-seac-meetings

ECHA は、3 月に開催されたリスク評価委員会(RAC)および社会経済分析委員会 (SEAC)会議における特記事項を掲載した。RAC はノルウェーから提案された Dechlorane Plus(TM) の制限を支持する意見を採択し、SEAC も 2022/05/16 まで 協議される意見書草案を支持している。また両委員会は、 １，２－ジクロロエタンの化学合成溶剤としての工業用使用に関する レビュー報告書についての意見等も採択している。

報道発表の Annex　→

https://www.echa.europa.eu/documents/10162/11395738/news_annex_rac_seac_march_22_new.pdf/351dc7fe-b7b0-895d-8015-ade85dba5fc2?t=1647930345807

・ECHA Weekly - 23 March 2022

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年３月 23 日＞

https://www.echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-145

ECHA は ECHA Weekly の 2022/03/23 版を掲載した。

・Submitted restrictions under consideration

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年３月 23 日＞

https://www.echa.europa.eu/web/guest/restrictions-under-consideration/-/substance-rev/69104/term

ECHA は、泡消火剤中のペルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)の使用を
REACH により制限する提案への意見募集を開始した。最終の意見募集は 2022/09/23 まで行われる。

○米国

・Notification of a Public Meeting of the Clean Air Scientific Advisory Committee (CASAC) Lead Review Panel

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年３月 21 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/03/21/2022-05872/notification-of-a-public-meeting-of-the-clean-air-scientific-advisory-committee-casac-lead-review

EPA は、大気浄化科学諮問委員会(CASAC)の鉛レビューパネルが、「鉛の国内大気環境基準」の統合レビュー計画(IRP)の第 2 巻に関する公開会議を 2022/04/08 (11:00 - 15:00 米国東部時間)に開催することを官報公示した。 この公開会議はオンラインで開催される。 詳細 (CASAC ウェブページ)

→ https://casac.epa.gov

・New EPA Tool Provides the Public with Customized Updates on Local Enforcement and Compliance Activities

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年３月 22 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/new-epa-tool-provides-public-customized-updates-local-enforcement-and-compliance
EPA は、ECHO Notify と称する新しいツールのリリースを発表した。このツールは、 一般市民が地域社会における環境執行やコンプライアンス活動についての情報を 得ることができるもので、選択した地域内の施設において違反や強制措置が 生じた場合に、それらの情報を簡単にチェックできると報じている。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Labeling Requirements for Certain Minimum Risk Pesticides Under FIFRA Section 25(b) (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年３月 23 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/03/23/2022-06110/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-labeling
EPA は、FIFRA 第 25 条(b)に基づく特定の最小リスク農薬の表示要件と 題する情報収集要求(ICR)(EPA ICR 番号 2475.04)を審査と承認のため 行政管理予算局(OMB)に提出したことを官報公示した。この通知により、 当該 ICR に関し 2022/04/22 まで追加の 30 日間の意見募集が行われる。

・EPA Issues Additional Test Orders to Support Risk Evaluations of Eight Chemicals under TSCA
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年３月 24 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-issues-additional-test-orders-support-risk-evaluations-eight-chemicals
EPA は、リスク評価中の 20 の高優先物質のうち、8 物質に関する 追加データを取得するため、TSCA 第 4 条に基づく試験命令を発行した。 8 物質とは塩素系溶剤の 6 物質と難燃剤の 2 物質。

・Agency Information Collection Activities; Proposed Collection; Comment Request; Hazardous Waste Specific Unit Requirements, and Special Waste Processes and Types, EPA ICR No. 1572.13, OMB Control No. 2050-0050
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年３月 24 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/03/24/2022-06227/agency-information-collection-activities-proposed-collection-comment-request-hazardous-waste
EPA は、有害廃棄物特定単位要件および特殊廃棄物のプロセス並びにタイプと 題する情報収集要求(ICR)(EPA ICR 番号 1572.13)を審査と承認のため 行政管理予算局(OMB)に提出予定であるが、提出前に当該 ICR に関する意見募集を 行うことを官報公示した。意見募集は 2022/05/23 まで。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; RCRA Expanded Public Participation (Renewal)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年３月 24 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/03/24/2022-06268/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-rcra
EPA は、資源保護回復法(RCRA)一般市民の参加拡大(更新)と題する 情報収集要求(ICR)(EPA ICR 番号 1688.10)を審査と承認のため 行政管理予算局(OMB)に提出したことを官報公示した。この通知により、 当該 ICR に関する追加の 30 日間の意見募集が行なわれる。意見募集は 2022/04/25 まで。

・U.S. EPA: NCP risk management actions, TSCA section 5 orders and SNURS
＜米国環境保護庁(US EPA)＞
https://www.eventbrite.com/e/us-epa-ncp-risk-management-actions-tsca-section-5-orders-and-snurs-tickets-251174578927
EPA は、化学物質安全汚染防止局(OCSPP)が新規化学物質プログラム(NCP)リスク管理措置、TSCA 第 5 条の命令および重要新規利用規則(SNUR)の概要を説明する Web セミナーを 2022/04/06 (14:00 - 15:00 米国東部夏時間)に開催する案内を掲載した。

・Prohibition of Children's Toys and Child Care Articles Containing Specified Phthalates
＜米国消費者製品安全委員会 (US CPSC)　2022 年３月 24 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/03/24/2022-06223/prohibition-of-childrens-toys-and-child-c

are-articles-containing-specified-phthalates
米国消費者製品安全委員会(CPSC)は、特定のフタル酸エステルを含む 子供用玩具や保育用品の禁止に関する文書に対し、2022/05/09 までの 意見募集を官報公示した。当該文書はフタル酸エステルの最終規則の正当性、 および、フタル酸ジイソノニル(DINP)の暫定的な禁止を継続する コスト・ベネフィット分析に関するもの。
・アメリカ環境保護庁、PFAS に関する初の報告を含む 2020 年の 有害化学物質排出目録分析報告書を発表（発表日：2022/03/03）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年３月 22 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46899&oversea=1
・アメリカ環境保護庁、重量車の窒素酸化物と温室効果ガスの排出基準の 強化を提案（発表日：2022/03/07）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年３月 24 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=46911&oversea=1 標記記事が掲載された。
****

[18] *その他*

・ICU、東大、東京外語大…　ウクライナの学生らの支援表明相次ぐ
＜朝日新聞　2022年4月2日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ417F45Q3ZUSPT00P.html
　ロシアによるウクライナ侵攻で学びがままならなくなった学生、研究者を支援する動きが、日本国内の大学などで広がっている。渡航費や生活費を支給して一時的に受け入れることを打ち出した大学のほか、オンライン授業の提供を表明した大学も。支援には多くの費用がかかるため、寄付を呼びかける大学もある。
　「安心できる環境、学びの機会を提供し、困難な状況に置かれている学生さんに生きる喜びを感じていただきたい」
　1日、ウクライナから学生を受け入れて住居や生活費を支援するプログラムの発表会見で、国際基督教大学（東京都三鷹市）の岩切正一郎学長はそう語った。
　このプログラムは難民の支援をしている一般財団法人「パスウェイズ・ジャパン」（折居徳正代表理事）、日本国際基督教大学財団と共に進める。支援対象は、ウクライナの大学に在籍していて日本語の学習経験があり、日本語か英語が使える学部生。渡航費や生活費を支援し、学生寮も無料で提供する。ネットなどで募集したところ、既に47人から応募が来ている。国際基督教大学が受け入れるのは5人だが、他大学にも受け入れを呼びかけたところ、協力の申し出が複数あるという。
　この取り組みには日本語学校11校も参加を決めており、約100人を目標に受け入れる。200人超の応募が来ているという。
　1日の発表会見はオンラインで開かれ、キーウ国立言語大学の日本語教師イリーナ・シェペルスカさんも避難先のドイツから参加。「なんとか学生にチャンスを与えてほしい」と涙を流して訴えた。また、リビウ国立工科大学ウクライナ日本センターのイゴル・ゾリー所長もウクライナのリビウから参加。学生が、周りの邪魔にならないように避難所の外に出たり、サイレンの音が鳴るたびにシェルターに移動する緊張感を感じたりしながら、オンラインの日本語の授業を受け続けている状況を伝えた。
　このプログラムとは別に、福…

・来日ウクライナ学生への募金呼びかけ　受け入れ先の日本経済大生ら
＜朝日新聞　2022年4月2日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ4173F6Q41TIPE00W.html
　ロシアの侵攻が続くウクライナを支援しようと、日本経済大学（福岡県太宰府市）の学生ら計約30人が1日、福岡市中央区天神2丁目のパルコ前で募金活動をした。集まった募金は、日経大が受け入れているウクライナの学生の教育資金や生活費に充てられるという。
　日経大は、2020年に協定を結び交流を続けてきたキーウ国立言語大学から、来日を希望した学生72人の受け入れを決め、3月末までに55人が到着した。学生寮に住み、日本語や日本文化などを学ぶ。授業料は無料で、日経大側で基金を設け、全額を生活費などとして支援するという。
　この日は、午前9時から日経大の学生14人と、都築学園グループの高校生16人が街頭に立ち、通行人らに協力を呼びかけた。メッセージボードも用意し、ウクライナの学生を応援する言葉を募った。

日経大3年の浜口倖歩さん（20）は「戦争が起きているのはつらい。力になりたい」。募金した福岡市博多区の日野信子さん（72）は「小さな力でも集まれば大きな力になる。少しでもウクライナの方の助けになれば」と話した。

2日も午前9時～正午、午後2時～5時に募金活動をする。

・入学式、東海大が一新　式典やめて屋外で歓迎イベントに　なぜ?

＜朝日新聞　2022年4月2日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ423PJ1Q41UTIL00Q.html

コロナ禍のもと、各大学でサークル活動が制限されるなどして学生の孤立が課題となるなか、東海大学湘南キャンパス（神奈川県平塚市）で1日、新入生に早くキャンパスになじんでもらおうと、従来型の入学式の代わりに歓迎イベントが開かれた。昨年までは、体育館などの会場で壇上から語られる話を新入生が聞く形の入学式だったが、今年はクイズラリーなど新入生が楽しめる企画を在校生と職員で練ったという。

イベントは「Tokai　Entrance　Festival」。感染予防のため、新入生6千人弱を2日間に振り分けた。

1日午後、同キャンパスでは、地図を手にした新入生たちが歩き回っていた。1グループ5人ほど。構内100カ所にクイズの紙が貼り出され、解いた数を競う趣向だった。

地図を見ながらほかのメンバーと相談していた男子学生は「まだ友達もできていないけど、初めて会った人と話しながらキャンパスを歩き回れて楽しい」。大分県出身で一人暮らしを始めたばかりの女子学生も「かしこまった式典より面白かった」と話した。

他大学を招いたラグビーと女…

********** 以上 **********